

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覽

磯子区連合町内会長会資料
令和8年3月17日
磯子警察署 生活安全課

令和8年2月末現在

暫定値		令和8年2月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
区内全域	令和8年	124	1	10	4	4		92	4		5	29	3	6	19	26	4	2	2	13
	令和7年	109	2	6	7	6	1	70	4		4	25	1	1	14	21	5		5	19
	増減	15	-1	4	-3	-2	-1	22			1	4	2	5	5	5	-1	2	-3	-6
磯子	令和8年	15		2				11				3		2	4	2	1	1		1
	令和7年	17	2		2	2		6				4			2		2		2	5
	増減	-2		2	-2	-2		5				-1		2	2	2	-1	1	-2	-4
磯子台	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
鳳町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和8年	12		1	1	1		10			1	2		1		6				
	令和7年	9		1	2	2		6				1	1		2	2				
	増減	3			-1	-1		4			1	1	-1	1	-2	4				
上町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
上中里町	令和8年	1																		1
	令和7年	1						1				1								1
	増減	0						-1				-1								
栗木	令和8年	3						2								2				1
	令和7年	1			1	1														
	増減	2			-1	-1		2								2				1
坂下町	令和8年	1						1				1								
	令和7年	1			1	1														
	増減	0			-1	-1		1				1								
汐見台	令和8年	1						1						1						1
	令和7年	1																		
	増減	0						-1						-1						1
下町	令和8年	0						1												
	令和7年	1						1				1								
	増減	-1						-1				-1								
新磯子町	令和8年	1		1				1								1				
	令和7年	1														-1				
	増減	0		1				-1												
新杉田町	令和8年	5						4				2				2				1
	令和7年	3		1				1				1								1
	増減	2		-1				3				1				2				
新中原町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和8年	0																		1
	令和7年	1																		-1
	増減	-1																		
杉田	令和8年	21	1	3				15			1	4	1		4	5				2
	令和7年	14		1				10				3			4	3	1		1	2
	増減	7	1	2				5			1	1	1		2	2	-1		-1	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覽

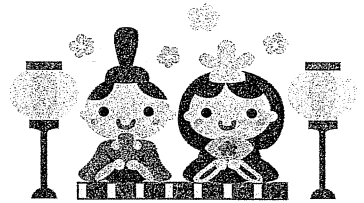
令和8年2月末現在

暫定値		令和8年2月末現在																			
町名	刑法犯 認知件数	全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ ン ユ カ ー ド 詐 欺 盗	窃 盗 犯	空 き 巢	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	ロ マ ン ス 詐 欺 投 資	そ の 他	そ の 他	
																					令和8年
杉田坪呑	令和8年	1						1				1									
	令和7年	1						1								1					
	増減	0										1				-1					
滝頭	令和8年	8			1	1		7	1			4	1			1					
	令和7年	5						4				1				3			1		
	増減	3			1	1		3	1			3	1			-2			-1		
田中	令和8年	0																			
	令和7年	0																			
	増減	0																			
中浜町	令和8年	0																			
	令和7年	3						3	2			1									
	増減	-3						-3	-2			-1									
中原	令和8年	5		1				3	1							2					1
	令和7年	4		1				1				1					1				1
	増減	1						2	1			-1				2					-1
西町	令和8年	2						2				2									
	令和7年	2						2				2									
	増減	0																			
原町	令和8年	2						1				1									1
	令和7年	2						1					1								1
	増減	0										-1	1								
馬場町	令和8年	0																			
	令和7年	0																			
	増減	0																			
東町	令和8年	3						2				2					1				1
	令和7年	7						6				4			2						1
	増減	-4						-4				-2			-2		1				-1
久木町	令和8年	0																			
	令和7年	3						2				1				1					1
	増減	-3						-2				-1				-1					-1
氷取沢町	令和8年	2			1	1															1
	令和7年	0																			
	増減	2			1	1															1
広地町	令和8年	1						1							1						
	令和7年	1						1								1					
	増減	0													1	-1					
丸山	令和8年	6						6				2	1	1	1	1					
	令和7年	3						2				2									1
	増減	3						4					1	1	1	1					-1
峰町	令和8年	3						2								2					1
	令和7年	1						1								1					
	増減	2						1								1					1
森	令和8年	12		2				8	1		1	3		1		2	1	1			1
	令和7年	12		2	1		1	7			1	1			2	3					2
	増減	0			-1		-1	1	1			2		1	-2	-1	1	1			-1
森が丘	令和8年	2						2					1			1					
	令和7年	1						1	1												
	増減	1						1	-1				1			1					
洋光台	令和8年	17			1	1		14	1		1	2		1	9		1				1
	令和7年	14						11	1		2	1			2	5					3
	増減	3			1	1		3			-1	1		1	7	-5	1				-2

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和8年3月号



1 発生件数

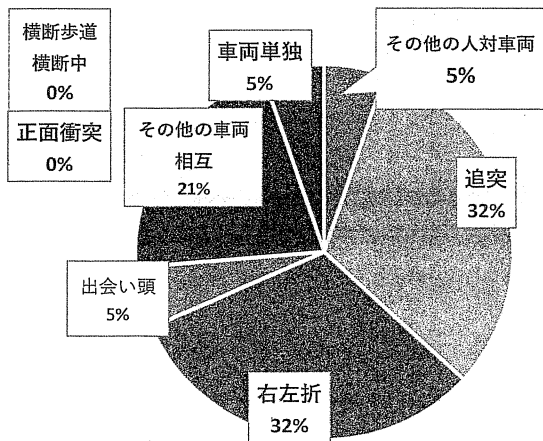
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	38	0	42
前年累計	37	1	41
前年比	+1	-1	+1

*令和8年2月末現在



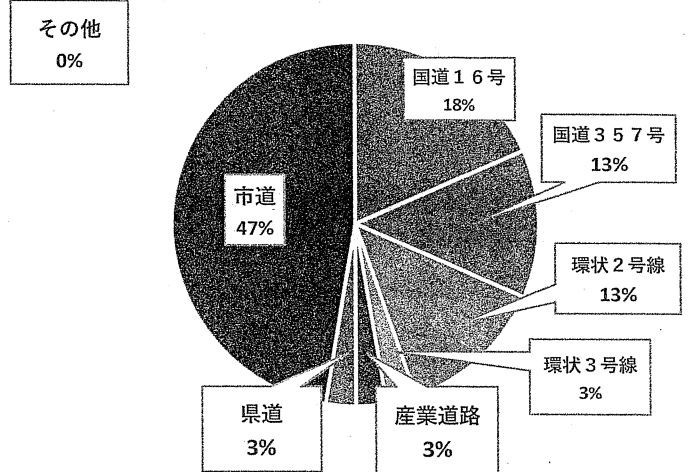
本年に入り、磯子区内では人身交通事故の件数は増加傾向にあり、神奈川県内では交通死亡事故件数が全国ワースト第2位となってしまっています。運転する際、注意していただくのはもちろんのこと、歩行中であっても周囲の車や自転車に注意して通行してください。

2 類型別発生件数



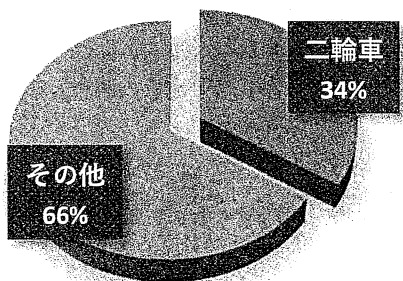
車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

3 路線別発生件数



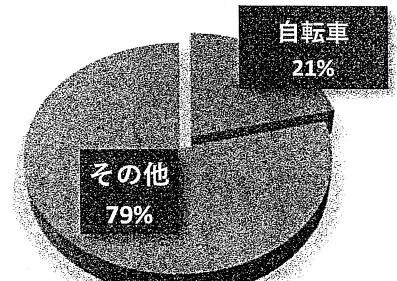
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



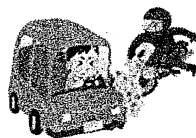
※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

*バイクは正面からだ速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。



神奈川県内では、交通死亡事故件数が昨年と変わらない推移で発生している状況です。また、磯子管内で自転車事故の件数が昨年より減少していますが、二輪車事故は昨年と変わらない推移で発生している状況ですので、交通ルールをしっかりと守りましょう。



安全は心と時間のゆとりから

特殊詐欺にも注意しましょう!

磯子区のみなさんへ

令和8年4月1日

改正道路交通法施行

16歳以上の自転車交通違反に

交通反則通告制度

青切符適用!

遮断踏切
立ち入り

7,000円

信号無視
右側通行

6,000円

イヤホン使用
一時不停止

5,000円

悪質・危険な違反が反則金の対象に!



携帯電話使用等
(保持)

12,000円

何が変わる?

手続きが
変わる!

今までは全ての違反が

改正後は一部の違反が

赤切符 → 青切符

- ☑ 手続上の負担の軽減… 取調べや裁判のための出頭がなくなる
- ☑ 前科がつかなくなる… 罰金(刑事罰)でなく行政制裁金となる
- ☑ 実効性ある責任追及… 違反現場で反則金の納付書が渡される

※1… ①違反自体が悪質・危険な場合、②違反により交通の危険が生じた場合、③指導警告を無視して行った場合等

※2… 飲酒運転、無免許運転、妨害運転等、重大な交通違反を刑事事件(罰金以上の前科がつく可能性あり)として迅速に処理するための書類

※3… ※2が適用される違反を除く比較軽微な交通違反(真実記載の反則行為)を迅速に処理するための書類

神奈川県警察

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん



いそく



いそゴリくん

神奈川県警察 交通総務

公式X



令和8年中の火災・救急状況

＜令和8年2月1日から令和8年2月28日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

区内の火災発生状況（2月）

- ・ 2月3日（火）磯子区 原町 建物火災
- ・ 2月27日（金）磯子区 岡村八丁目 建物火災

区内の火災件数等

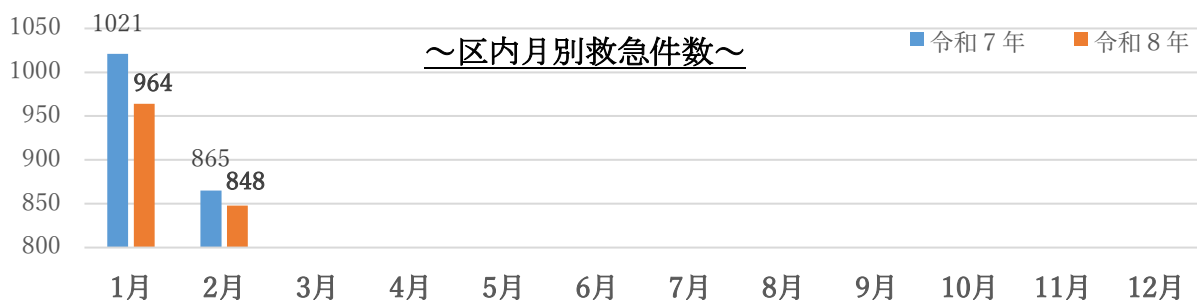
		令和7年	令和8年	増減
火災件数		10件	7件	-3件
種別	建物	5件	4件	-1件
	車両	0件	0件	0件
	その他	5件	3件	-2件
焼損床面積		37㎡	0㎡	-37㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	1人	1人

市内の火災件数等

		令和7年	令和8年	増減
火災件数		183件	145件	-38件
種別	建物	108件	90件	-18件
	車両	11件	11件	0件
	その他	64件	44件	-20件
焼損床面積		1,716㎡	1,194㎡	-522㎡
死者数		8人	4人	-4人
負傷者数		26人	22人	-4人

区内・市内の救急件数

・区内 1,812 件（昨年比 74 件減）・40,907 件（昨年比 1,613 件減）



☆消防団員募集

私たちの町を守る「消防団」

一緒に活動して下さる仲間を募集しています

1 磯子消防団の活動紹介

大規模地震が懸念されていることから、消火技術の向上を目的とした訓練や救命効果を高めるための救命講習、地域の安全を守るため巡回広報などを行っています。



2 入団資格

区内に在住、または勤務・在学している、満 18 歳から 70 歳までの方が入団できます。また、外国籍の方も入団することができます。(一定の条件があります)

3 処遇等

年額報酬、出勤報酬等が支給されるほか、退職報償金制度があります。

4 お問い合わせ

磯子消防署 総務・予防課 消防団係(磯子区磯子2-1-3)

(午前8時30分から午後5時 15 分まで) ☎ 045-753-0119

✉ sy-isogo-dan@city.yokohama.lg.jp



消防団入団申請



磯子消防団活動紹介

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	お得 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

(1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

(2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

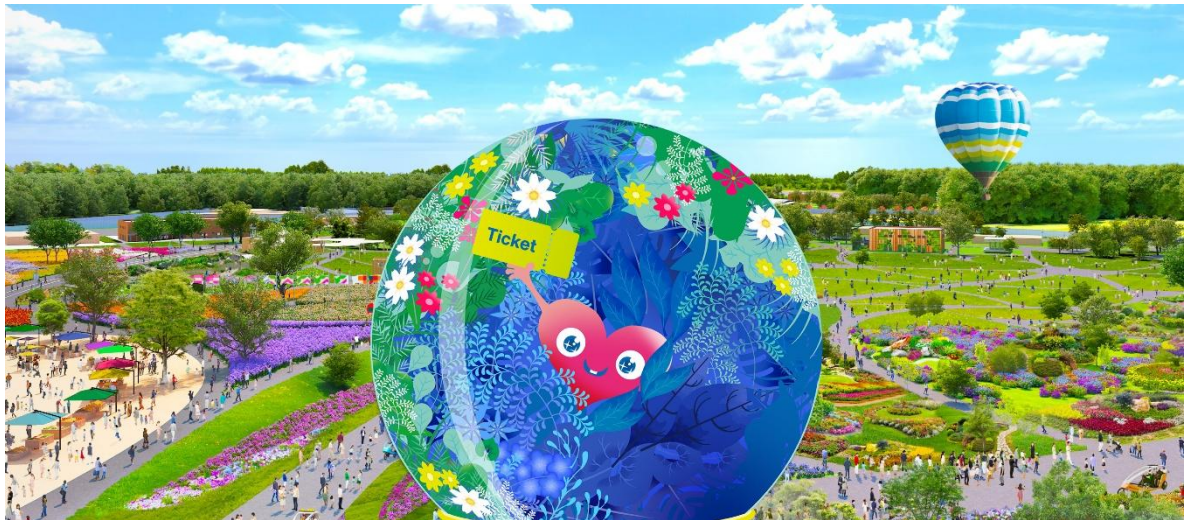
NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

本件に関するお問合せ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター
ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼローナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和8年5月下旬から、「北部」及び「南部」の2区域に細分化されて発表されることとなります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～
1日前

レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める

半日～
数時間前

レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
・自らの避難行動を確認

数時間～
3時間前

レベル3 警報 ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～
0時間前

レベル4 危険警報 ・**危険な場所から全員避難する**
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害
発生

レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT

なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT

何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルへのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- | | |
|--|-----------|
| (1) 地域防犯カメラ設置補助金 【拡充】 | ・・・資料 1 |
| (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 【継続】 | ・・・資料 2 |
| (3) 地域活動推進費補助金 【継続】 ※ポータル申請可 | } ・・・資料 3 |
| (4) 地域防犯灯維持管理費補助金 【継続】 ※ポータル申請可 | |
| (5) 町の防災組織活動費補助金 【継続】 ※ポータル申請可 | ・・・資料 4 |
| (6) LED防犯灯新規設置事業 【継続】 | ・・・資料 5 |

4 備考

令和 8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連)</p> <p>市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕</p> <p>(4) 地域防犯灯維持管理費補助金 (6) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野</p> <p>メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連)</p> <p>市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 (3) 地域活動推進費補助金 佐藤、笹尾</p> <p>電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p> <hr/> <p>(防災関連)</p> <p>磯子区総務課危機管理担当 (5) 町の防災組織活動費補助金 鈴木、根石</p> <p>電話：045-750-2312 FAX：045-750-2530 メール：is-bousai@city.yokohama.lg.jp</p>
--	---

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照	4～7月末	区地域振興課
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社（予定） 電話 045-451-7740
例年同 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり） ※資料3参照	4～6月末	区地域振興課
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額） ※資料3参照	4～6月末	区地域振興課
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
例年同 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円） ※資料4参照	4～6月末 区総務課	区総務課

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 **※資料5参照**
 （申請時期：4～6月末、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和8年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和8年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和8年7月31日(金) 必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・収支計算書（第2号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和8年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和9年1月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



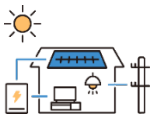
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



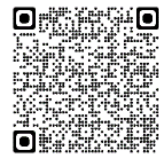
4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

磯子区連合町内会長会資料
令和 8 年 3 月 17 日

地区連合町内会長
自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

平素より、区政にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金について、令和 8 年度分の交付申請を受け付けます。申請を希望する自治会町内会につきましては、申請書等をご提出ください。

また、令和 8 年度分の交付申請の有無にかかわらず、令和 7 年度に地域活動推進費補助金の交付を受けた自治会町内会については、必ず、令和 7 年度の活動報告をしていただく必要がありますので、ご対応をお願いいたします。

1 令和 8 年度 地域活動推進費補助金の交付申請

令和 8 年度 地域活動推進費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。申請書の様式は、地域活動推進費補助金と地域防犯灯維持管理費補助金で共通です。

両方の申請をする場合は、1 枚の申請書にまとめて申請してください。

- (1) 令和 8 年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書
兼実績報告書（第 1 号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の規約 毎年、4 月 1 日時点のものをご提出ください

※ 申請内容の確認のため、総会資料及びその議事録を同封・ご持参ください

2 令和 8 年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請

令和 8 年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 令和 8 年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書
兼実績報告書（第 1 号様式）
- (2) 電気料金等領収証の写し（令和 8 年 4 月分）

裏面あり

※代替可能な書類

- ・支払証明書の写し
- ・集合住宅の場合は、管理組合と自治会町内会で交わした覚書

(3) 電気料金集約分内訳表の写し（令和8年4月分）

- ・内訳表がない場合（灯数が少ない等）は、全灯分の領収証の写しをご提出ください。

3 令和7年度 地域活動推進費補助金活動実績報告書等

令和7年度 地域活動推進費補助金の交付を受けた団体については、以下の書類の提出が必要となります。提出がない場合は、令和8年度の補助金交付が行えませんのでご注意ください。

(1) 令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第6号様式）

(2) 事業実績報告書

(3) 収支決算書

※項目単位で10万円以上になる場合には、摘要欄に内訳を記載してください。

例：レクリエーション費が30万円だった場合、摘要欄に、

夏祭り 18万（設営8万、食材費6万、消耗品など4万）・

餅つき 12万（設営3万、食材費7万、消耗品など2万） と記載してください。

(4) 10万円以上の補助対象経費に係る領収書の写し

※1件の金額が10万円未満、公共料金の支出については不要です。

※同一事業者等に対し、同じ要件で年間10万円を超える支払い（分割払いでも総額10万円を超える場合を含む）をした場合は「領収証等支出を証する書類の写し」を全てご提出ください。

(5) 入札又は見積書の徴収を行った場合（原則、市内に本店のある市内事業者等）の入札の結果が分かる書類又は見積書の写し ※1件100万円以上になると見込まれるときのみ

4 提出期限及び提出先

申請書・報告書とも、令和8年6月30日（火）までに地域振興課あて、自治会町内会ポータル、来庁、郵送、Eメールにてご提出ください。

⇒ご提出前に、同封の「提出書類チェック表」で必要書類をご確認ください。

【住所】〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所地域振興課

【Eメールアドレス】is-chishin@city.yokohama.lg.jp

※各種様式は、磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/>

[kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/chikatsuhi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/chikatsuhi.html)



※来庁でのご提出の際は、その場で内容を確認させていただきますので、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

5 その他（お願い等）

- (1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金それぞれの手引を同封しています。申請にかかる注意点等を記載しておりますので、ご一読をお願いいたします。
- (2) 町の防災組織活動補助金の申請をいただく自治会町内会については、地域活動推進費補助金の申請に添付していただく予算書・決算書の中で、町の防災組織活動補助金の申請金額等を記載いただいておりますが、金額の誤差が多くなっています。申請の際は、今一度、予算書・決算書に記載の他の補助金の申請金額等のご確認をお願いします。
- (3) 会長が変更となる場合には、確実に引継ぎを行っていただき、期日までに申請をお願いします。
- (4) 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、5年間保管してください。区役所から求められた場合は、提示できるようにしておいてください。
- (5) この補助金は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

担当：磯子区地域振興課 保月・中谷・遠藤
TEL：750-2391 FAX：750-2534
E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

（報告先）

磯子区長

（報告者） 所在地

団体名

代表者名

令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和7年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額×3分の1（補助率）

_____ 円

[地区連合町内会]

基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1（補助率）

_____ 円

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）上記4が有の場合には、当該書類又はその写し

（4）要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

（5）要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（6）その他区長が必要とする書類

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。

申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

区名	整理番号

令和7年度 収支決算書

自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部

項	目	決算額	摘	要	
1	会費	0		円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)	
2	地域活動推進費			区役所から交付を受けた地域活動推進費	
	地域防犯灯維持管理費補助金	0	地域防犯灯	灯 × 2,200 円	
	町の防災組織活動費補助金	0	160 円 ×	世帯	
3	広報配布謝金	0	17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 議会だより 0 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 = 0)	円 円 円 円 円 円	
4	事業収入	0		円 円 円 円 円 円	
5	寄付金、祝金等	0		円 円 円 円 円 円	
6	会館使用料	0		円 円 円 円 円 円	
	その他 団体交付金・謝金	0		円 円 円 円 円 円	
	利息・その他雑入	0		円 円 円 円 円 円	
7	前年度からの繰入金	0		円 円 円 円 円 円	
収入合計		0			

○支出の部

項 目		決算額	摘 要								
事務費	1 会議費	0			円			円			円
	2 事務費	0			円			円			円
	3 人件費	0			円			円			円
	4 会館(会場)借上料	0			円			円			円
	5 会館光熱水費	0			円			円			円
	6 会館修繕費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円
事務費 小計 ①		0									
事業費	1 環境事業費	0			円			円			円
	2 安全、安心環境づくり事業費	0			円			円			円
	3 社会教育事業費	0			円			円			円
	4 レクリエーション費	0			円			円			円
	5 福利厚生事業費	0			円			円			円
	6 文化事業費	0			円			円			円
	7 そ の 他	0			円			円			円
事業費 小計 ②		0									
補助対象経費①+②=③		0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 参考 補助対象経費×1/3(1円未満切り捨て)= </div>								
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	0			円			円			円
	2 町の防災組織活動費	0			円			円			円
	3	0			円			円			円
	4	0			円			円			円
補助事業費 小計 ④		0									
その他	1 会館建設・修繕積立金	0			円			円			円
	2 交際費	0			円			円			円
	3 慶弔費	0			円			円			円
	4 懇親会費	0			円			円			円
	5 寄付金・募金	0			円			円			円
	6 その他	0			円			円			円
その他 小計 ⑤		0									
次年度への繰越金 ⑥											
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		0									

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

磯子区長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

①事業計画書

②収支予算書

③団体の規約

④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し

②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し

③その他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、口にチェック（✓）をしてください。）

加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。

地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。

上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。

申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

区名	整理番号

令和8年度 収支予算書

自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部

項	目	予算額	摘	要	
1	会費	0		円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)	
2	地域活動推進費	0		次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 900 円 × 加入世帯数 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 0 円の3分の1(10円未満切捨て)	
	地域防犯灯維持管理費補助金	0	地域防犯灯	灯 × 2,200 円	
	町の防災組織活動費補助金	0	160 円 ×	世帯	
補助金					
3	広報配布謝金	0	17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 0 議会だより 0 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 = 0)		
4	事業収入	0	円 円 円 円 円 円		
5	寄付金、祝金等	0	円 円 円 円 円 円		
6	会館使用料	0	円 円 円 円 円 円		
	その他	0	円 円 円 円 円 円		
	団体交付金・謝金	0	円 円 円 円 円 円		
7	利息・その他雑入	0	円 円 円 円 円 円		
	前年度からの繰入金	0	円 円 円 円 円 円		
収入合計		0			

○支出の部

項 目		予算額	摘 要								
事務費	1 会 議 費	0			円			円			円
	2 事 務 費	0			円			円			円
	3 人 件 費	0			円			円			円
	4 会館(会場)借上料	0			円			円			円
	5 会館光熱水費	0			円			円			円
	6 会館修繕費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円
事務費 小計 ①		0									
事業費	1 環境事業費	0			円			円			円
	2 安全、安心環境づくり事業費	0			円			円			円
	3 社会教育事業費	0			円			円			円
	4 レクリエーション費	0			円			円			円
	5 福利厚生事業費	0			円			円			円
	6 文化事業費	0			円			円			円
	7 そ の 他	0			円			円			円
事業費 小計 ②		0									
補助対象予定経費①+②=③		0									

補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	0			円			円			円
	2 町の防災組織活動費	0			円			円			円
	3	0			円			円			円
	4	0			円			円			円

補助事業費 小計 ④		0									
------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

その他	1 会館建設・修繕積立金	0			円			円			円
	2 交際費	0			円			円			円
	3 慶弔費	0			円			円			円
	4 懇親会費	0			円			円			円
	5 寄付金・募金	0			円			円			円
	6 予備費	0			円			円			円
	7 その他	0			円			円			円

その他 小計 ⑤		0									
----------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

支出合計 (③+④+⑤)		0									
-----------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和8年度

地域活動推進費補助金 事務の手引

(自治会町内会・地区連合町内会)

令和8年3月

横浜市市民局地域活動推進課

*この手引は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

<目 次>

地域活動推進費補助金の概要	1～2 ページ
---------------	---------

<令和7年度地域活動推進費補助金>

1 活動実績報告	3～8 ページ
事業実績報告書 作成例	5～6 ページ
収支決算書 記入例	7～8 ページ
2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	9～12 ページ
余剰金額算出例（地区連合町内会）	10 ページ

<令和8年度地域活動推進費補助金>

1 交付申請	13～20 ページ
事業計画書 作成例	15～16 ページ
収支予算書 記入例	17～18 ページ
補助金額算出例（地区連合町内会）	19 ページ
2 交付請求	21～23 ページ
3 執行上の留意点	24 ページ
4 活動実績報告	} ※令和7年度と同じ手続きと なりませす。 3～12ページを参照して ください。
5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	

<参考>

補助対象・補助対象外経費の例	25 ページ
補助対象経費・対象外経費に関する留意事項	26 ページ
申請書類の提出方法について	27 ページ
申請チェックリスト	29 ページ

地域活動推進費補助金の概要

1 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	900円×加入世帯数	公益的活動に係る事務費・事業費 (他の補助金を利用して いる事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円 (基礎的支援費)	
	(補助対象経費－基礎的支援費)×3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

<補助対象経費の例>

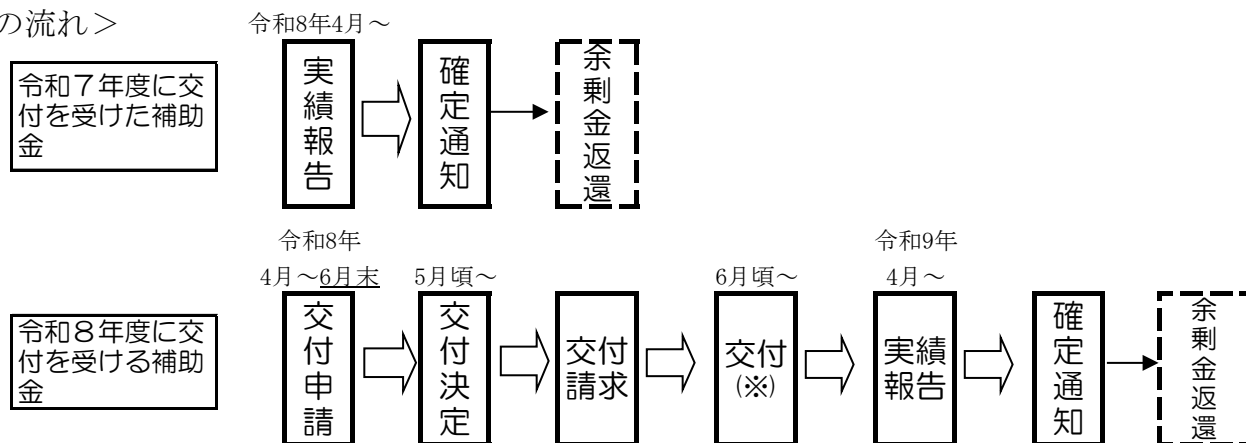
自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

<補助対象外経費の例>

他の補助金（「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等）を利用して実施している事業や活動の費用、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

2 補助金交付から活動実績報告、余剰金の返還までの流れ

<手続の流れ>



(1) 交付申請（手続の詳細は、13～20ページをご覧ください）

①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書、③収支予算書、④規約 を、区役所が指定する日までに、区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

- ※ 令和7年度補助金の「活動実績報告」や「余剰金返還」の確認ができない場合は、令和8年度の補助金交付を保留することとなりますので、ご注意ください。
(令和7年度活動実績報告書と令和8年度補助金交付申請書は同時に提出いただけます)
- ※ 会計年度が「4月から翌年3月」ではない場合は、区役所にご相談ください。
- ※ 書類に不備があったときは、再提出していただく場合があります。

(2) 交付決定（20ページに交付決定通知書のひな形を参考として掲載しています）

交付申請書及び添付書類を審査し、適正な場合は、区役所から交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

(3) 交付請求（手続の詳細は、21～23ページをご覧ください）

交付決定通知書を受領されましたら、①交付請求書（第5号様式）、②交付決定通知書の写し、③口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。書類を確認し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

(4) 活動実績報告（手続の詳細は3～8ページをご覧ください）

年間の活動を終わられましたら、①活動実績報告書（第6号様式）、②事業実績報告書、③収支決算書、④補助対象経費に係る領収書の写し等を、区役所が指定する日までに区役所地域振興課に提出してください。手続の際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

(5) 補助金額確定通知 及び 余剰金返還（手続の詳細は9～12ページをご覧ください）

活動実績報告書及び添付書類を審査し、適正な場合は、補助金額を確定し、区役所から補助金額確定通知書（第7号様式）を送付します。なお、補助金額を確定した結果、補助金に余剰金があると認められた場合は、該当する団体に対して補助金返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3 加入世帯数について**<加入世帯数の把握>**

- ・ **補助金の算定根拠となる加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。**

- ・ 加入世帯数は、補助金を申請するために必要な数字です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。確認作業をした上で、交付申請書（第1号様式）内にある「加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。」にチェックをしてください。

<加入世帯数に変更があった場合>

- ・ 総会資料と4月1日現在の加入世帯数に増減があった場合は、申請時に区役所窓口で申し出てください。その際、世帯数の増減が確認できる書類（名簿、班ごとの世帯数報告資料など）を提示していただく場合があります。

<加入世帯数の定義、数え方>

- ・ 加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定が必要です。なお、「会費減免世帯」とは「加入はしているが会費は減免している」世帯のことです。「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数とは数えません。
- ・ 社員寮やアパートなどの集合住宅の場合は「1戸（室）＝1世帯」と数えます（ただし、自治会町内会で実加入世帯数にかかわらず「1棟＝1世帯」としている場合を除く）。加入世帯数が「0」なのに「1棟＝1世帯」で数えたり、実際加入している世帯数より多い世帯数（例：アパート全体の戸数）で申請することはできません。

4 その他

- ・ 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、区役所から提示を求める場合がありますので、**年度ごとに整理して5年間大切に保管してください。**（補助金要綱で義務付けられています。**※1件あたり10万円未満で提出を省略した領収書も同様に保管が必要です。**）
- ・ 区役所に提出された書類は、市民の方から情報公開請求等があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

**令和7年度
地域活動推進費補助金**

活動実績報告（余剰金の返還）について

1 活動実績報告 ～令和7年度補助金～

(1) 活動実績報告書の提出について

令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績報告に必要な書類を、区役所が定める期限内に、区役所地域振興課へ提出してください。

- * 地域活動推進費補助金は、活動実績報告書を区役所へ提出することを条件に交付しています。**活動実績報告書の提出がなされないと、補助金を全額返還していただく場合があるほか、令和8年度地域活動推進費補助金の交付も保留することとなりますので、ご注意ください。**

(2) 必要書類

- ① 活動実績報告書（第6号様式）
- ② 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- ③ 収支決算書（総会資料で代用可）
- ④ 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）
- ⑤ 補助対象経費に係る支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれたために市内事業者による入札又は見積合わせを実施した場合は、「入札の結果が分かる書類又は見積書の写し」及び「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」

* ④及び⑤については、24ページの「執行上の留意点」も併せてご覧ください。

* 上記①から⑤の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 活動実績報告書（第6号様式）について（記載方法は4ページをご覧ください）

所在地、団体名、代表者名を記載し、以下の項目について記載してください。

<自治会町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「補助対象経費合計額×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

<地区連合町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9、10ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

(4) 事業実績報告書について（5～6ページの作成例をご覧ください）

- ① 「この1年間どのような活動をしたか」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支決算書について（7～8ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業実績報告書に記載した活動に要した費用の決算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

（報告先）

区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

金額の訂正はできません。

令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

区から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3分の1（補助率）

_____ 円

＜自治会町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、3分の1を乗じた金額を記入してください。（1円未満切捨）

[地区連合町内会]

基礎的支援費 + (補助対象経費合計額 - 基礎的支援費) × 3分の1（補助率）

_____ 円

＜地区連合町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、「基礎的支援費(12万円)」を差し引いた額に3分の1を乗じ、さらに「基礎的支援費(12万円)」を加えた金額を記入してください。（1円未満切捨）

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無 （どちらかに○をしてください）

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

「申請にあたっての確認事項」について、確認を行い、をしてください。

令和7年度事業実績報告書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
4月	さくらまつり 日時：4月6日 午前10時～ 場所：〇〇公園 参加者：約250名 内容：〇〇小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。〇〇について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：△△グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：〇〇広場 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：〇〇 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：〇〇会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：〇〇 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
令和8年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約80名
1月	防災訓練（17日。参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

令和7年度事業実績報告書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎決算総会：5月10日 予算総会：3月21日
- ◎定例会：毎月第2木曜日、午後8時から開催。

2 環境美化事業

地域内の環境美化を目的として、毎月第3日曜日に定期清掃を行いました。
また3R行動の推進に関するチラシを作成し、班回覧によりごみの減量・リサイクル・分別徹底や不法投棄防止を呼びかけました。

3 防犯活動、交通安全事業

防災防犯委員会を中心に防犯パトロールを月2回実施しました。
5月には〇〇警察署の協力により、小学校低学年までの児童を対象に交通安全教室を開催しました。
また駅前及び商店街での違法駐車・違法駐輪に対する苦情が増えてきたことから、件数や駐車時間等の路上調査を実施しました（10月31日）。

4 災害対策事業

〇〇消防署の協力により総合防災訓練を実施し、災害時の救助活動等の講習を受けました（〇月・参加者約〇〇名）。また、災害時の備蓄品として水（〇箱）、レトルト食品（〇食）、ヘルメット（〇個）を購入、補充しました。

5 文化・スポーツ事業

(1) さくらまつり

〇〇商店街との共催により恒例のさくらまつりを実施しました。
開催日時：4月6日 午前10時～午後5時 会場：△△公園

(2) 夏祭り

恒例の夏祭りは、1日目は雨模様となりましたが、2日目は天気にも恵まれ、盆踊り・縁日とも盛況となりました。

開催日時：8月6日、7日 午後3時～午後8時 会場：〇〇通り

(3) 大運動会

10月10日〇〇小学校グラウンドにて開催、総勢250名が参加しました。

(4) 文化祭及び年賀状講習会

地域住民や老人クラブ等へ出品を呼びかけ、町内会館を会場として作品発表会を開催しました（11月3日）。またその会場で年賀状講習会の参加者募集のチラシを配布し、応募のあった18名を対象として12月5日に講習会を開催しました。

6 広報活動

- ◎町内会新聞の発行：第20号～第25号 各120部作成。
- ◎市役所・区役所からの広報配布物の配布・回覧をしました。（随時）

7 親睦会

- ◎会員相互の親睦を深めることを目的としてバス旅行を実施しました。
日時等：11月23日、目的地〇〇、参加者30名、会費2万円

8 加入促進事業

町内会区域内に新たに建設されたマンションの住民向けに、町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し配布しました。

この収支決算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和7年度収支決算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」と記載します。

項 目	決算額	摘 要
1 会費	360,000	(例)300円×会費会員100世帯×12ヶ月 加入世帯数110世帯(内訳:会費会員100、会費免除会員10)
2 補助金	地域活動推進費	99,000 区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金を記入します。 (例)900円×110世帯=99,000円
	地域防犯灯維持管理費	22,000 区役所から交付を受けた地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。 (例)2,200円×10灯=22,000円
	町の防災組織活動費	17,600 横浜市から交付を受けた町の防災組織活動費補助金を記入します。 (例)160円×110世帯=17,600円
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	90,000 横浜市から交付を受けた自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4 事業収入	260,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5 寄付金、祝金等	118,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6 その他	会館使用料	120,000 他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	60,350 他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50 利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	347,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計	1,554,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。

○支出の部

支出を明確にするため、決算額が大きい場合等は、摘要欄にその内訳を書くようにしてください。
 例) 1 会議費 150,000 摘要欄 会場借り上げ 100,000 資料印刷費等 40,000 お茶代 10,000 など

項 目		決算額	摘 要
事務費	1 会議費	150,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施した会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		460,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。(ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施した事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象経費①+②=③		908,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施した活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	135,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施した省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
	4		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施した事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。また、金額は、該当する補助金の実績報告書に記載する金額と同額にしてください。
補助事業費 小計 ④		183,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交歓会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	200,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 その他	0	余剰金として区へ返還した額等を記入します。
その他 小計 ⑤		330,000	
次年度への繰越金 ⑥		133,000	次年度への繰越金を記入します。
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		1,554,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和7年度補助金～

(1) 補助金額確定通知 及び 返還請求書の送付

提出いただいた活動実績報告書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）を区役所から送付します。

このとき、**交付した補助金に余剰金がある場合は、返還請求書(第8号様式)と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。**確定通知の受領と返還請求金の納付をもって、令和7年度補助金の手続が完了します。

*** 返還請求金の納付が確認できるまで、令和8年度補助金の交付は保留されます。**

また、返還請求された金額を期日までに納付しなかった場合は延滞金がかかりますので、返還請求を受けた場合は遅滞なく納付してください。

（横浜市補助金等の交付に関する規則 第20条・第21条）

(2) 余剰金額の確認、算出方法

<自治会町内会の場合>

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出して、3分の1を乗じます。（①で求めた金額＝「補助対象経費×3分の1」）
- ② ①で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「①で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「①で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「①で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

<地区連合町内会の場合>（次ページの算出例も併せてご覧ください）

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出します。
- ② ①で求めた金額から、12万円（基礎的支援費）を差し引きます。
（「補助対象経費－12万円」）
- ③ ②で求めた金額に、3分の1を乗じます。
（「補助対象経費－12万円」×3分の1）
- ④ ③で求めた金額に、12万円（基礎的支援費）を加えます。
（④で求めた金額＝「補助対象経費－12万円」×3分の1＋12万円）
- ⑤ ④で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「④で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「④で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「④で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金 余剰金額 算出例＞

* 次のような決算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金の余剰金額を算出してみます。
 (交付された補助金額を85万円、補助対象経費を102万円と仮定)

○ 収入の部

項 目		決算額	余剰金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>次の「A+B」と「C」を比較して、「C」が大きい場合、その差額が余剰金となります。</p> <p>A (補助対象経費-120,000円)×3分の1 B 120,000円(基礎的支援費) C 交付された補助金額</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と交付された補助金額の差額が余剰金となります。</p>
2	地域活動推進費	850,000	
2	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
5	団体交付金	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収入合計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜余剰金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 $(1,020,000円 - 120,000円) \times 3分の1 = 300,000円(A)$</p> <p>(手順2) 「A」に「B」を加えます。 $300,000円 + 120,000円 = 420,000円(A+B)$</p> <p>(手順3) 交付された補助金額「C」から「A+B」を差し引きます。 $850,000円 - 420,000円 = 430,000円$</p> <p><u>430,000円が地域活動推進費補助金の余剰金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	0	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	0	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			400,000	
補助対象予定経費①+②=③			1,020,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0
	2		0
補助事業費 小計 ④			0
その他	1	会館建設・修繕積立金	0
	7	その他	0
次年度への繰越金 ⑥			2,230,000
支出合計 (③+④+⑤+⑥)			3,250,000

補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その金額と交付された補助金額との差額が余剰金となります。

したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合、
 $850,000円 - 100,000円 = 750,000円$

750,000円が余剰金となります。

(参考)

第7号様式 (第11条)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

_____ 円

①この欄に記載された金額と、交付を受けた金額が同額である場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)はありません。

この通知の受領により令和7年度補助金の手続は完了です。

②この欄に記載された金額が、交付を受けた金額より少ない場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)があります。

返還請求金の納付により、令和7年度補助金の手続が完了します。

区地域振興課

担当： TEL ー

(参考)

第8号様式 (第12条第1項)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金返還請求書

年 月 日 区地振第 号により交付しました地域活動推進費補助金について、要綱第12条第1項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。

納付書兼領収書を同封します。
期限内にお支払いください。

区地域振興課

担当： TEL ー

**令和8年度
地域活動推進費補助金**

交付申請から活動実績報告まで

1 交付申請 ～令和8年度補助金～

(1) 申請書の提出について

補助金の交付申請に必要な書類を区役所地域振興課へ提出してください。

(2) 必要書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（総会資料で代用可）
- ③ 収支予算書（総会資料で代用可）
- ④ 規約

* 上記①から④の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 交付申請書（第1号様式）について

所在地、団体名、代表者名を記載し、補助申請金額、4月1日現在の加入世帯数を記載します。

* 補助申請金額は訂正できませんので、書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただきます。

<申請金額（自治会町内会の場合）>

自治会町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額となります。

- A 900円×加入世帯数
- B 補助対象経費（事務費＋事業費）×3分の1

<申請金額（地区連合町内会の場合）>（19ページの算出例も併せてご覧ください）

地区連合町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額に「基礎的支援費（12万円）」を足した金額となります。

- A 170円×加入世帯数＋5万円
- B {補助対象経費（事務費＋事業費）－基礎的支援費（12万円）} ×3分の1

(4) 事業計画書について（15～16ページの作成例をご覧ください）

- ① 「これからの1年間どのような活動をする予定か」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支予算書について（17～18ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業計画書に記載した活動に要する予算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(6) 規約について

- ① 規約は、団体の活動目的や活動内容、役員、会費、会計等について規定するものです。基本的にはどの団体でも制定していると思いますが、規約がない場合は必ず制定してください。
- ② 令和3年度～令和7年度の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できます。

(7) 申請にあたっての注意

申請にあたっては、P.29チェックリストの内容について確認の上で提出をお願いします。

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

金額の訂正はできません。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

<自治会町内会の場合>

A $900 \text{円} \times \text{加入世帯数}$

B 補助対象経費(事務費+事業費) $\times 3$ 分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入して
ください。(十円未満切捨)

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 円
《積算内訳》
(地域防犯灯数) (補助単価) (申請金額)
灯 $\times @2,200 \text{円} =$

部分のとおりに、加入世帯数は
補助金の算定に使用します。4月1
日現在の加入世帯数を記入してく
ださい。

3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金関係 (実績報告書)

- ①自治会町内会等の支社等での地域防犯灯電気料

「申請にあたっての確認事項」について、
確認を行い、をしてください。

<地区連合町内会の場合>

A $170 \text{円} \times \text{加入世帯数} + 50,000 \text{円}$

B {補助対象経費(事務費+事業費) - 120,000円} $\times 3$ 分の1

C 120,000円(基礎的支援費)

A、Bのうち、いずれか低い方の金額に、Cを加えた
金額を記入してください。(十円未満切捨)

* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と
Aを比較して低い方の金額を記入してください。
(十円未満切捨)

4 申請にあたっての確認事項 (以下について確認を行い、にチェック()をしてください。)

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

令和8年度事業計画書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業計画年月	活動内容・場所等
令和8年4月	第1回班長会 さくらまつり（〇〇公園） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル（△△学校グラウンド） 決算総会 定期清掃（25日）
6月	第2回班長会 防災訓練 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（下旬） 定期清掃（25日）
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 定期清掃（25日）
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	防犯パトロール（中旬） クリスマス会 定期清掃（25日）
令和9年1月	餅つき大会（△△学校グラウンド） 防災訓練（17日） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会 定期清掃（25日）
3月	予算総会 定期清掃（25日）

令和8年度事業計画書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎ 総会（5月、3月に実施）
- ◎ 定例会（毎月第2木曜日、午後8時から）

2 環境美化事業

- ◎ 定期清掃（毎月第3日曜日）
- ◎ ごみの分別徹底や不法投棄防止を呼びかけるチラシの作成及び配布
- ◎ 空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収（月2回）

3 防犯活動、交通安全事業

- ◎ 防犯パトロール（月2回）
- ◎ 交通安全教室（5月）
- ◎ 違法駐車、違法駐輪実態調査（秋に実施予定）

4 災害対策事業

- ◎ 防災訓練 ○回（○月、○月）
（〇〇消防署の協力により、災害時の救助活動や救命講習会を実施）
- ◎ 防災備蓄（水（○箱）、食糧（α化米○食）、資機材（ヘルメット○個）等）

5 文化・スポーツ事業

- ◎ さくらまつり（4月上旬、△△公園にて）
- ◎ 夏祭り（8月○～○日、盆踊りと縁日を実施）
- ◎ 大運動会（10月上旬）
- ◎ 文化祭（11月上旬）
- ◎ 年賀状講習会（絵手紙やイモ版画などの講習会を実施）

6 広報活動

- ◎ 町内会新聞の発行（年6回）
- ◎ 行政からの広報配布物の配布・回覧

7 親睦会

- ◎ バス旅行（時期は11月を予定。場所は未定）

8 加入促進事業

- ◎ 未加入世帯へ町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し、配布する。

この収支予算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和8年度収支予算書

〇〇〇自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部 会計年度の始期が4月の場合、「令和8年4月1日～令和9年3月31日」と記載します。

項目	予算額	摘要	
1 会費	360,000	会費収入を記入します。加入世帯のうち会費を減免している世帯がある場合は、内訳がわかるように記入してください。 (例)300円×100世帯×12か月 内訳:会費世帯100、会費免除世帯10	
2 補助金	地域活動推進費	99,000	<自治会町内会の場合> 次のいずれか低い方の金額を記入します。(十円未満切捨) A 900円×加入世帯数 B 補助対象経費(事務費+事業費)×3分の1 【算出例】 A: 900円×110世帯(会費世帯100+会費免除世帯10) = 99,000円 B: (事務費360,000円+事業費448,000円)×3分の1 = 269,330円(十円未満切捨) *事務費と事業費は支出の部の①と②の金額です。 ⇒Aの方が低い金額となるため、99,000円を記入します。
	地域防犯灯維持管理費	22,000	地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。(例)2,200円×10灯
	町の防災組織活動費	17,600	町の防災組織活動費補助金を記入します。(例)160円×110世帯
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	180,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
			上記の他に交付を予定されている補助金がある場合には、この欄へ記入してください。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。	
4 事業収入	60,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。	
5 寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。	
6 会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。	
その他	団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	357,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。	
収入合計	1,357,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。	

「1 会費」の欄の内訳の加入世帯数部分と、「2 補助金」の欄の地域活動推進費補助金の算出内訳及び補助金申請書(第1号様式)に記載した加入世帯数部分【当手引P14参照】が一致しているか、確認をお願いします。

それぞれの補助金の申請書に記載する申請金額と同額にしてください。

○支出の部

項 目		予算額	摘 要
事務費	1 会議費	50,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施する会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		360,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。 (ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください。)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象予定経費①+②=③		808,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施する活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施する活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	235,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施する省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
補助事業費 小計 ④		283,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	5,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字等
	6 予備費	131,000	予備費を記入します。
	7 その他	0	
その他 小計 ⑤		266,000	
支出合計 (③+④+⑤)		1,357,000	

地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施する事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。

複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金額 算出例＞

* 次のような予算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金額を算出してみます。
 (加入世帯数を4,000世帯、補助対象経費を312万円と仮定)

○ 収入の部

	項 目	予算額	補助金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。</p> <p>A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)-120,000円}×3分の1 C 120,000円(基礎的支援費)</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。(十円未満切捨)</p>
2	地域活動推進費	850,000	
補助金	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収 入 合 計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜補助金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 170円×4,000世帯+50,000円 =730,000円</p> <p>(手順2) 上記「B」を計算します。 (3,120,000円-120,000円)×3分の1 =1,000,000円</p> <p>(手順3) AとBを比較します。 730,000円(A) < 1,000,000円(B)</p> <p>(手順4) AとBのうち低い方の金額に、「C」を加えます。 730,000円+120,000円=850,000円</p> <p><u>850,000円が地域活動推進費補助金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	100,000	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	2,000,000	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			2,500,000	
補助対象予定経費①+②=③			3,120,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0	<p>補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。</p> <p>したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合は、Aの730,000円よりも低い金額となりますので、100,000円が補助金額となります。</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下で、加入世帯数が412世帯以上ある場合は、Aの算出金額が12万円を超えることとなりますので、補助対象経費の金額が補助金額となります。</p>
	2		0	
補助事業費 小計 ④			0	
その他	1	会館建設・修繕積立金	130,000	
	：			
	7	その他	0	
その他 小計⑤			130,000	
支出合計 (③+④+⑤)			3,250,000	

(参考)区地振第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

区 長

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数） （補助単価） （補助金額）

灯×@2,200円＝ 円

3 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して 日以内

4 支払方法

地域活動推進費補助金は、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

5 交付条件

(1) 共通事項

ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。

イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。

ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

(2) 地域活動推進費補助金関係

ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。

イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

区地域振興課

担当：

TEL

—

2 交付請求 ～令和8年度補助金～

(1) 交付請求書及び口座振替依頼書の提出について

提出いただいた交付申請書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、交付決定通知書（第2号様式・20ページの参考例をご覧ください）を区役所から送付します。

交付決定通知を受領されましたら、**交付請求書（第5号様式）、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を、区役所地域振興課へ提出してください。**

* **令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けている場合は、その活動実績報告書の提出や余剰金返還の確認ができるまで、令和8年度の補助金交付を保留することとなります。**

* 口座振替依頼書は、依頼書に記載されている他の補助金及び謝金と共用となっています。

（記載されている補助金及び謝金について交付請求された際には、同じ口座に振込を行います。）

(2) 交付請求書（第5号様式）について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 請求金額欄には、交付決定通知書に記載されている金額を記入します。

* **請求金額は訂正できません。書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただくこととなり、補助金の振込が遅れますので、ご注意ください。**

③ 交付決定通知書（第2号様式）の写しを必ず添付してください。

(3) 口座振替依頼書について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 振込先について、必要事項を記入します。

記入内容に誤りがないか、確認します。

* 口座番号、口座名義人及びフリガナについては、十分に確認してください。
（振込できない場合があります）

③ 口座名義人が代表者と異なる場合は、委任に関する記載及び押印が必要です。

* 委任者の欄に、代表者職・氏名等を記載し、代表者印を押印します。

受任者の欄に、所在地・団体名・職・氏名等を記載します。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

区長

口座名義人と代表者が異なる場合、
代表者の押印が必要です。

(請求者) 所在地
団体名
代表者名

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

次の各補助金を請求します。

1 地域活動推進費補助金

請求金額 _____ 円

補助金交付決定通知書(20 ページの参考例をご覧ください)に記載されている「補助金交付決定額」を記入します。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

請求金額 _____ 円

交付決定通知書の写しを
忘れずに添付してください。

※交付決定通知書の写しを添付してください。

金額の訂正はできません。

金額に誤りがあった場合、再提出していただきます。

整理番号	
------	--

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市
横浜市 区長

(申出者)

口座名義人と代表者が異なる場合は、請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日以降、横浜市及び区から交付される 年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫	支店 出張所 支所
預金種目	1 普通 2 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)	

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

口座名義人が会長(代表者)以外の方の場合、必ず記入してください。

口座名義人(受取人)の住所が、団体の所在地と同じ場合、(申出者と同じ)と記入してください。異なる場合は、口座名義人の住所を記入してください。

職・氏名の欄は、
会計 ○○ □□□
などと役職名と氏名を記入してください。

委任者 所在地(申出者と同じ)

 団体名

 代表者職・氏名

受取人 所在地または住所

 (受任者) 団体名

 職・氏名

印

※受取人(受任者)の押印は不要です。

請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうへ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、**団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。**
- 3 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

3 執行上の留意点 ～令和8年度補助金～

(1) 1件の金額が10万円以上の補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）を活動実績報告書に添付する必要があります。

(2) 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれるときは、以下のとおり市内事業者による入札又は見積合わせを行う必要があります。

その場合、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを活動実績報告書に添付する必要があります。

契約内容が特殊であり見積合わせや入札によって決定することが難しいと思われる場合や、市内事業者であるかどうか分からない場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

経費の内容	金額	見積合わせ又は入札
工事の請負	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上 5,000万円未満	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札
	5,000万円以上	5者以上の市内事業者による見積合わせ又は 8者以上の市内事業者による入札
物品の購入、 業務の委託等	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札

* 「市内事業者」

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいいます。

横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている市内事業者については、以下の横浜市ホームページに掲載されている「有資格者名簿」で確認できます。

有資格者名簿の「所在地区分」が「市内」となっている事業者が市内事業者です。

<横浜市ホームページ>ヨコハマ・入札のとびらー入札・契約情報
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

4 活動実績報告 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。3～8ページを参照してください。

5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。9～12ページを参照してください。

補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） 備品代（会議テーブル、椅子等） 消耗品代（紙、鉛筆等） 電話代、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> アルバイト賃金 役員手当 活動謝礼、活動交通費 	
会館	<ul style="list-style-type: none"> 会館借上費 会館光熱水費 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く） 会館設備点検費 会館耐震診断費用 会館火災保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 交通安全活動経費 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） 防犯活動経費 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 盆踊り大会開催費 運動会、スポーツ大会開催費 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） 給食、配食サービス経費 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 広報活動費 掲示板設置費 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） 祝金（入学、成人、敬老等） 賀詞交換会（開催費、参加費） 裁判費用（弁護士費用等） 金券類 宿泊費
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 防犯協会、体育協会分担金 その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 懇親会費、親睦会費 新年会費、忘年会費 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> 寄付金 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 積立金 予備費 次年度への繰越金 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ 地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費となります。ただし、用途が補助対象外経費となる飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外とします。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

補助対象経費・対象外経費に関する留意事項

○マンション等集合住宅の管理組合や市営・県営住宅の管理費の取扱い

マンション等集合住宅の管理組合費や市営・県営住宅の管理費で執行する経費については、地域活動推進費補助金の対象外となります。

(例：マンション集会室の光熱費、エレベーター維持管理費、その他管理組合が管理業務として設置・管理する設備や備品の維持管理費など)

集合住宅の区分所有者が必ず入会する管理組合と、地域住民が任意で入会する自主的な組織である自治会は、会の成り立ちも目的も異なる団体です。自治会費と管理費は口座や会計を分けて管理しましょう。

○公園愛護会など別組織の会計について

公園愛護会、商店会、地区社協など、自治会町内会とは異なる組織については、構成員がほぼ同じであっても、「自治会町内会」「地区連合町内会」として出納していないものは、別会計で管理してください。

○食糧費の取扱い

交際費、懇親会費に該当するような食糧費は補助対象外ですが、事業に直接関連する経費であれば、食糧費であっても補助対象経費となります。たとえば、会議の際に必要な茶菓、イベントのボランティアに出す弁当代などであれば、補助対象経費に計上して構いません。

○宿泊費の取扱い

役員の慰安旅行や宿泊研修などにかかる宿泊費は、原則として補助対象外です。

客観的に公益上必要性が高いとはいえない費用(懇親会費や、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等)は補助対象経費に含めないこととしており、宿泊費についても、それらと切り離すことが難しいことから対象外となります。

なお、視察研修などで、研修のために必要な会場借り上げ、飲料代などについては補助対象とします。

○神社祭礼など特定の宗教行事に関する経費の取扱い

神社への奉納金や、例大祭の分担金などについては、特定の宗教に対する援助と見なされるため、補助対象外です。

○他団体への会費や共催・協賛事業負担金の取扱い

地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費ですが、その用途が飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外です。

申請書類の提出方法について

申請書類は、各区地域振興課あて、以下の方法で提出いただけます。

なお、負担軽減・デジタル化の観点から、

可能な範囲で、自治会町内会ポータルシステムでの提出にご協力をお願いします。

【申請書類の提出方法】

- (1) 自治会町内会ポータルシステムでの提出
- (2) 窓口への持参

自治会町内会ポータルの使用方法等は、3月区連会でご案内します自治会町内会ポータル操作マニュアルをご覧ください。

◆地域活動推進費補助金申請チェックリスト◆

地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

(例) 地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体を実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

○お困りの際はご相談ください

申請の方法や対象経費などについてご不明な点等がありましたら、区役所 地域振興課までどうぞお気軽にお問い合わせください。

令和8年度

「地域防犯灯維持管理費補助金」 申請の手引

(自治会町内会・地区連合町内会用)

※この補助事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

令和8年3月

磯子区役所 地域振興課

TEL：750-2391 FAX：750-2534

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

申請手続き

1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、令和8年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第3条第1号から第4号までの規定を満たし、電気事業者から電力の供給を受けるもののうち、次に示すどちらかとなります。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で ア の地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

（設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

Q. 領収書の灯数と把握している防犯灯の数が、合わないのですが？

A. 現在、把握している防犯灯の設置されている住所、電柱番号等を御確認の上、東京電力エナジーパートナー(株)にお問合せいただき、適正な契約に訂正後、補助金の御申請をお願いいたします。

Q. 要綱の改正（平成 29 年 4 月 1 日）により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？

A. 要綱改正前から補助金を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

(2) 次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置した防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店会が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488

3 補助金額

補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、1灯あたり 定額の年 2,200円 となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請書類

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、自治会町内会等で管理している防犯灯の灯数と、東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金が請求されてきている防犯灯の灯数に食い違いがあった場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

また今年度より自治会ポータルにて申請が可能となりました。地域活動補助金と併せて申請ができる便利なものとなっておりますので、ご活用ください。活用が難しい場合は、これまで通り紙媒体での提出も可能です。

【地域防犯灯がない場合】 →申請手続きはありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続きはありません。

【地域防犯灯がある場合】

契約方法により、次の書類が必要となります。

◆【すべての契約で必要となる共通の書類】

- ・「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書」(p.6.参照)

この申請書に、次の必要書類（電力供給事業者との契約の仕方によって異なります）を添付して提出してください。

① 【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、次のページの表でご確認ください。

【注】東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、公衆街路灯契約の「一括前払契約」が廃止となっています。

（参考）東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsu_minaoshi_2024.html

4月以降の防犯灯の契約内容

まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)	単独契約の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー 	<p style="text-align: center;">地域防犯灯が1灯のみまたは接続した鋼管ポールが一列のみ1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。

「電気料金等領収証」「電気料金集約分内訳表」の見本はp.6～7です。

＜上に当てはまらない場合＞

- ・地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。

② 【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯（アパートやマンションなどの照明）が従量電灯契約になっています。p.1の概要に合致している場合は補助の対象となります。

＜申請時に必要となる書類一覧＞

- ・電気料金等領収証（4月分）のコピー
 - ・電気料金集約分内訳表（4月分）の合計数の記載がある最終頁のコピー（あれば）
 - ・地域防犯灯位置図
- ※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、毎年度、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。
- ・自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類（覚書・総会資料など）

＜従量電灯契約の場合で、新たに補助申請をする場合＞

- ・p.1の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- ・補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：令和8年6月30日（火）

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：自治会町内会ポータル

又は 磯子区役所 地域振興課

TEL：750-2391 FAX：750-2534



自治会町内会ポータル
のホームページはこちら

【紙媒体でご提出の自治会用】参 考

1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地
団体名
代表者名

年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助

防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

※ 申請にあたっての確認事項

年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約

内容を確認の上、チェックしてください。

② 自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し

③ ①の他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

4 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。

~~地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。~~

上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。

~~申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。~~

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

2 「電気料金等領収証」について

- (1) 領収証を紛失等した場合は、再発行の手続きをしてください。(有料)
 手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。
 再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。
- (2) 東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できるWeb サイトを開
 設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に
 切り替えられています。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。
 なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロード
 できる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ) をダウンロードしてください。
領収書のダウンロード方法(東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)
<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>(令和7年3月現在)

(電気料金等領収証) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります。

電気料金等領収証
 毎度ご利用いただきありがとうございます

CO

〇〇〇〇〇自治会様

年	月	分	金額
29	5		12,345 円
うち消費税等相当額			(587円)

左記金額を口座振替により、
 領収させていただきます。

ご契約種別 * * * * * 振替月日 * * * * *

ご契約 * * * * * 振替月日 * * * * *

金額 * * * * * kwh 月日 * * * * *

金融機関名 * * * * * 振替月日 * * * * *

店舗名 * * * * * 振替月日 * * * * *

口座番号 * * * * * 振替月日 * * * * *

ご請求金額に送料を合わせた金額の目安については、当社ホームページをご覧ください。(作成場所 千代田区内幸)

戸数 力率 通電制御型 割引率 割引対象機器容量
 KVA KVA
 5時間通電 通電制御型
 ご契約 * * * * * * * * * *
 定額負荷設備 10W 20W 40W 60W 100W その他 増設

(お知らせ)
 ○本状に添付されておらずにご不明な点がございましたら、左記のお客様番号をお申し添えのうえ、表記のお問い合わせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

契約者の名義欄です。(自治会町内会やその代表者)

3 「電気料金集約分内訳表」について

- (1) まとめ契約をしている契約者に、東京電力エナジーパートナー(株)から発行される書類です。この内訳表から、申請灯数を確認します。
- (2) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。
- (3) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力エナジーパートナー(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

年月分 電気料金集約分内訳表												店番	701	1項	1		
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用) お客さま番号	種別	契約容量						種別による差額 電気料(円)	金額(円)					
					10W	20W	40W	60W	100W	200W							
〇〇〇〇〇〇〇〇		02	06809 - 98765 - 5 - 00	0	1												
〇〇〇〇〇〇〇〇		02	22032 - 20323 - 0 - 00	0	1												
〇〇〇〇〇〇〇〇		02	22359 - 98753 - 6 - 00	0													
〇〇〇〇〇〇〇〇		02	94593 - 36329 - 5 - 00	0													
〇〇〇〇〇〇〇〇		02	23849 - 43029 - 3 - 00	0	1												
231-0000 ヨコハマシ 〇〇ク 〇〇〇〇 〇-					定額電灯の 台数	10 W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W	合計金額		
					ご契約口数	5	1	5	2						振替予定月日		
地区番号					お客さま番号	合計金額						振替予定月日					
〇〇〇〇〇〇〇〇					02	22032 - 20323 - 0 - 00	合計金額						振替予定月日				
〇〇〇〇〇〇〇〇					02	22032 - 20323 - 0 - 00	合計金額						振替予定月日				

各欄を合計します。
例: 1(10W)+5(40W)+2(60W)=8(灯数)

代表の「お客さま番号」は
電気料金等領収証と同じ番号になります。

4 契約区分について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	水銀灯など
100Wをこえ100Wごとに	200W	水銀灯など

5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、**東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター**にお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター

電話番号：0120-995-001

※0120 番号をご利用にならない場合 03-6374-8936 (有料)

6 Q&A

Q. まとめ契約とは？

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは？

A. 半年又は一年の期間分の電気料金を先に一括して支払う契約でしたが、東京電力エナジーパートナー株式会社による電気料金メニューの見直しにより、すでに廃止となっています。
(参考) 東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ

https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/teiatsuminaoshi_2024.html

Q. 東京電力以外の会社と電気使用の契約をしているのですが、どうしたら良いですか？

A. 4月1日時点で自治会町内会等が管理している地域防犯灯の数が分かる書類と、その地域防犯灯の電気料金を自治会町内会等が支払っていることを証明する書類が必要となります。
上記2点を証明するための書類の発行が可能か電力供給事業者を確認してください。

Q. 自治会町内会が設置したLED防犯灯を市に移管できますか？

A. 自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。寄附の手続きにつきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

7 防犯灯の維持管理について

(1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED防犯灯(ESCO事業で設置した防犯灯を含む)については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理を横浜市が行い、日常の見守り(故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等)は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・磯子区地域振興課 電話045-750-2393
- ・市民局地域防犯支援課 メールアドレス sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

*お知らせいただきたいこと

①管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※下図参照)

※管理番号は、必ずご確認ください。





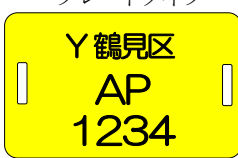
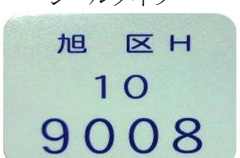
②電柱番号、住所及び目標物

③不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)

⑤不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
黄色のプレートが付いています。	黄色のプレートか銀色のシールが付いています。
	
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

(2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について

地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第 11 条のとおり、地域防犯灯の数や設置場所を地図にまとめるなど現状把握に努めていただくとともに、日常の見守り（故障の発見、繁茂した草木の除去等）、電気料金の支払い、故障時の修繕等は、全て、自治会町内会の皆様に行っていただきます。

（維持管理の遂行）

第 11 条 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、地域防犯灯の効果的な照明に留意し、その維持管理に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、維持管理する地域防犯灯の数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

(3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら

鋼管ポールが倒れたり大きく傾いたりするなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド(株)にご連絡ください。

横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

「町の防災組織活動費補助金」の
令和 8 年度交付申請及び令和 7 年度活動報告について【周知依頼】

1 事業の概要

令和 8 年度も「町の防災組織活動費補助金」を交付しますので、是非ご活用ください。また、令和 7 年度に補助金の交付を受けた団体は、活動実績報告をお願いします。

◆ 町の防災組織活動費補助金は、こんな用途に使われています！

- ・ 備蓄食料の購入（例：保存水、アルファ米、保存パン、非常食カレーなど）
- ・ 資器材購入（例：ブルーシート、トイレパック、ポータブル発電機、ヘルメット、LEDライトなど）
- ・ 防災訓練や防災啓発活動（研修・講習会等）の経費 ・ 防災啓発チラシ等の作成・印刷等

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 提出書類等

手続の種類	令和 8 年度交付申請	令和 7 年度実績報告
提出書類	(1) 交付申請書 (2) 事業計画書※ (3) 収支予算書※ (4) 団体の規約※	(1) 実績報告書 (2) 活動実績報告書※ (3) 収支決算書※
提出期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 6 月 30 日（火）まで	
提出方法及び提出先	次のいずれかの方法で御提出ください。 【郵送】〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1 磯子区役所総務課危機管理担当宛 【Eメール】 is-bousai@city.yokohama.lg.jp 【来庁】磯子区役所 6 階総務課 64 番窓口 ・ 土日祝日を除き、平日 8 時 45 分から 17 時 00 分までをお願いします。 ・ また、その場で内容を確認させていただきますので、必ず事前に来庁日時について御連絡をお願いいたします。 【自治会町内会ポータル】 令和 8 年度からポータルサイトからの提出も可能となりました。	

【注意事項】

- (1) 上記の提出書類のうち「※」の書類は、区役所地域振興課へ提出済の場合は不要です。
- (2) 自治会町内会の事業計画書・収支予算書・活動実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。
- (3) 補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書記載の「町の防災組織活動費」の収入及び支出金額が一致するようにしてください。
- (4) 令和 8 年度の申請を希望しない場合であっても、令和 7 年度に補助金の交付を受けている場合には活動実績報告を必ず行ってください。
- (5) 前年度（令和 7 年度）の補助金に余剰金が生じた場合は、後日送付する納付書にて速やかに返還をしてください。返還の確認ができ次第、令和 8 年度の交付手続きを開始いたします。

裏面あり

4 送付書類（様式）

- (1) 令和8年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (2) 令和7年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (3) 令和8年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き

※各種様式は、磯子区役所ホームページからダウンロードできます。
右記二次元コード、「磯子区 町の防災組織」でインターネット検索、
または磯子区トップページ下部の「自治会町内会向け様式ダウンロード」
から御利用ください。



5 その他（お願い等）

- (1) 申請にかかる注意点等を記載していますので、同封の「令和8年度 町の防災組織活動費補助金の手引」を御一読ください。
- (2) 補助金の交付を受けた場合、対象年度内に活動を実施するとともに、関係書類（会計帳簿や領収証など）は、5年間保管してください。区役所から求められた場合は、提示できるようにしておいてください。（手引き16ページ参照）
【5年間の数え方】令和8年度実施した場合、8～12年度まで保管。12年度廃棄可。
- (3) 会長（代表者）が変更となる場合には、確実に引継ぎを行ってください。
- (4) 当該事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

詳しくは、以下の連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

連絡先：磯子区総務課危機管理担当
鈴木、根石
TEL：045-750-2312
FAX：045-750-2530
E-mail:is-bousai@city.yokohama.lg.jp

（申請先）
磯子区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
TEL	()		
担当者			
TEL	()		
メールアドレス			

8 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

8年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
A 申請世帯数				世帯 (4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。					
B 申請金額		A × 160円 =		円	
支出内訳【実施計画 (8 年4月～ 9 年3月実施事業)】					
事業項目	活動内容 (複数選択可)				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練				
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					
支出額合計					円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数		区確認世帯数		交付世帯数	
受付番号				交付予定金額	

磯子区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			
	TEL	()
メールアドレス			

7年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

7年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（7年4月～8年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練				
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額 円

7年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

令和8（2026）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課


* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	… 1 ページ
○ 事業概要	… 2 ページ
《申請・請求編》	
1. 事務の流れ	… 3 ページ
2. 申請書記入のポイント	… 4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	… 7 ページ
<参考>訂正の方法について	… 8 ページ
4. 請求書記入のポイント	… 9 ページ
5. 請求について	… 12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	… 13 ページ
《報告編》	
1. 事務の流れ	… 15 ページ
2. 実績報告について	… 16 ページ
3. 報告書記入のポイント	… 17 ページ
4. 領収書について	… 20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	… 22 ページ
○ 提出先	… 23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。


- 申請書 1 部
- 事業計画書 1 部 ※
- 収支予算書 1 部 ※
- 団体の規約 1 部 ※
- その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部


(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- 請求書 1 部
- 口座振替依頼書 1 部 ※
- 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 報告書 1 部
- 活動実績報告書 1 部 ※
- 収支決算書 1 部 ※
- その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和8(2026)年度補助金交付申請書 令和7年度実績報告書	令和8(2026)年度請求書
6月30日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和8(2026)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数[※]×160円

※ 令和8(2026)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	310	310	49,600
B自治会(400)	410	390	400	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和8(2026)年4月1日から6月30日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入(リース含む)
- ・ 防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ 防災士資格取得に係る費用
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

⚠ 交付の対象となるのは、令和8(2026)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠ その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

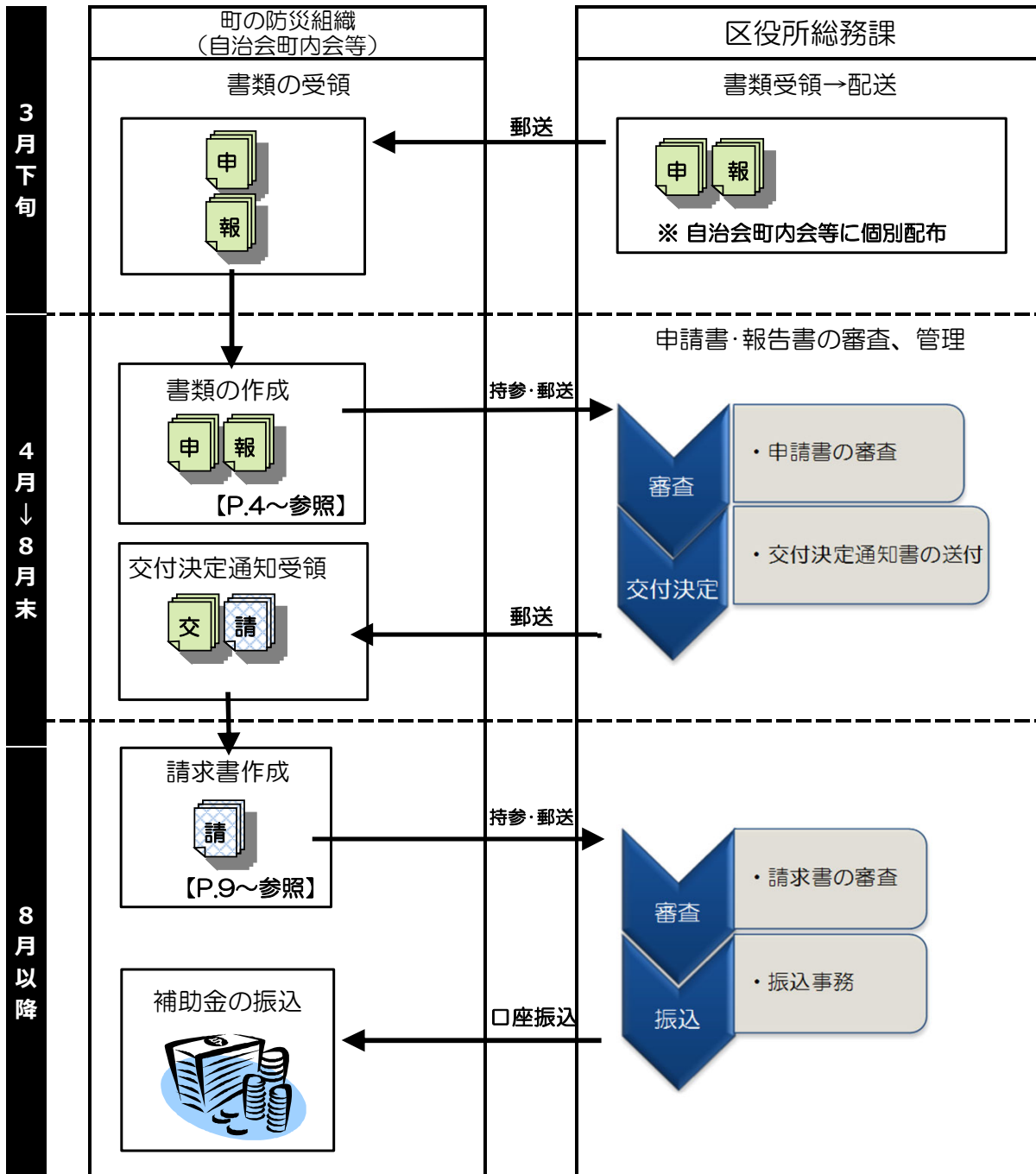
《申請・請求編》 (P. 3～P. 14)

1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」…申請書
- ・「報」…報告書
- ・「交」…交付決定通知書
- ・「請」…請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）
（申請先）
区 長

〇△×□〇月×□日

①団体名は正確に記入しましょう。

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

※申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯（4月1日現在）
※申請世帯数は広域配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画（ 年4月～ 年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	85,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
食料・備蓄材等の購入	水缶詰 30箱	
	ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な表記は認められません。
⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただきます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

収支予算書及び事業計画書との整合

＜収支予算書＞

区名		整理番号
中区		×○△■

成 ○△年度 収支予算書
港町自治会

○会計年度 自平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
3 広報配布謝金	97,554
4 事業収入	68,300
5 寄付金・祝金等	1,000
6 会館使用料	20,000
7 前年度からの繰入金	123,510
収入合計	2,141,364

○ポイント○
○申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
○申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

○支出の部

項目	予算額	摘要
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	65,000	備忘付印刷代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 郵便送料代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	円
5 会館光熱水費	160,000	町内会館電費代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
3 社会教育事業費	120,000	しんぶん読書会 70,000 円 町内会館活動費 50,000 円
4 レクリエーション費	320,000	盆踊り大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 各種イベント企画費 50,000 円
5 福利厚生事業費	140,000	敬老会開催費 80,000 円 福寿会配付サービス 60,000 円
6 文化事業費	150,000	講演会 70,000 円 映画会 30,000 円 書道等作品展 50,000 円
7 その他	0	円
事業費 小計 ②	959,840	
補助対象予定経費 ①+②=③	1,544,840	
1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・点検 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チェーン等作成費 5,000 円
3	0	円
4	0	円
補助事業費 小計 ④	239,000	
1 会館建設・修繕積立金	150,000	修繕費・修繕費 150,000 円
2 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀詞交換会 12,000 円
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
4 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円
5 寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 町民たのしみ募金 10,000 円 日本赤十字社募金 10,000 円
6 予備費	107,524	予備費 107,524 円
7 その他	0	円
その他 小計 ⑤	357,524	
支出合計 ③+④+⑤	2,141,364	

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・点検 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チェーン等作成費 5,000 円
3	0	円
4		
補助事業費 小計		

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
	港町自治会
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 防災訓練 (14日 第二公園) 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき大会 (初旬) 地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (防災パトロール)	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災器持ち出し
<input type="checkbox"/> その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集 (申請書編)

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

Q 防災士の資格取得に係る費用は対象になるのか。

A 当該年度に防災士資格を取得する場合に限り、対象となります。その際は、資格取得試験料のみでなく、資格取得に必須の教本や認証登録料等も対象です。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印(〇〇会長印)の捺印をお願いします。代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいで構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課をお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願ひいたします。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおりに訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会		
所在地	〒 231 - 0017	中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号	
代表者名	横浜 花子		
	TEL (671) 2011		
担当者	危機 太郎	TEL ()	
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp		

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら…

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~231号~~ 4号棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

第3号様式(町の防災組織活動費補助金交付要綱第15条第1項) <自治会町内会用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① ○△年△△月××日

(請求先) 区長

(請求書)

② 港町自治会

〒 231-0017

所在地: 中区港町1-1ハイブ港町4号棟205号

代表者 ③ 横浜 花子

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

④ 提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

② 団体名は正確に記入ください。

③ 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」
誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額 ④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を出している場合は、その記載情報と上記の請求書情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

第5号様式① (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項)

<自治会町内会用>

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下部に口座情報をご記入ください。次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチヨウジツカイ カイケイタントウ カナガワ ハシコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 支店 信用金庫 出張所 信用組合 支所 農業協同組合 支所
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	1234567

① 正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。

記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

② 代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺が必要です。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意事項】

- 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※請求書と同一の印鑑を使用してください。
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただけます。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

No. _____

第5号様式② (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(請求先) 区長

(請求者) 港町住宅管理組合

〒 230-0017

所在地: 中区港町1-1港町住宅302号

代表者名: 横浜 太郎

〇△年△△月××日

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000	円
※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。		
(フリガナ)	ミナトチョウジウタクカンリクミアイ カイタイ サクラギ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと	銀行 港町 信用金庫 信用組合 農業協同組合 出張所 支所
預金種目	普通	2当座
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

①提出の日付を記入ください。
① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。

③交付決定通知の金額を正確に記入してください。
【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

④正確に各項目を記入ください。
【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

⑤代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。
【注意】
印鑑は同じものを押捺してください。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

最後にチェック!!

- 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)
- 記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑を重ね印を押してください。
- また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。


2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳の表紙裏面等に記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ お客さま番号
ミナトチョウジチカイケイタントウカナガワバラコ 様 〇〇〇〇〇

店番号〇〇〇 普通預金口座番号 0123456 課税区分 〇〇 (優)限度額 千円
 定期預金口座番号 課税区分 (優)限度額 千円
 通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 **横浜みなと銀行**
 (銀行コード:〇〇〇〇)
 お取引店 港町支店

お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇
 通帳 発行店 港町支店

印紙税申告納付につき模決○
 税務署承認済

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
 通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに困ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ ケイケイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子 <small>※ 通帳に別添っておりご記入ください。</small>
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 信用組合 出張所 農業協同組合 支所
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。
 例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- ・「ジチカイ」と「ジジカイ」
- ・「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- ・役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- ・「自治会」と「町内会」
- ・「ヶ」と「ケ」
- ・フリガナの記載なし
- ・実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- ・「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- ・「支店」と「出張所」の囲い間違い
- ・代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- ・上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- ・上部と下部に押印されている印鑑が違う。

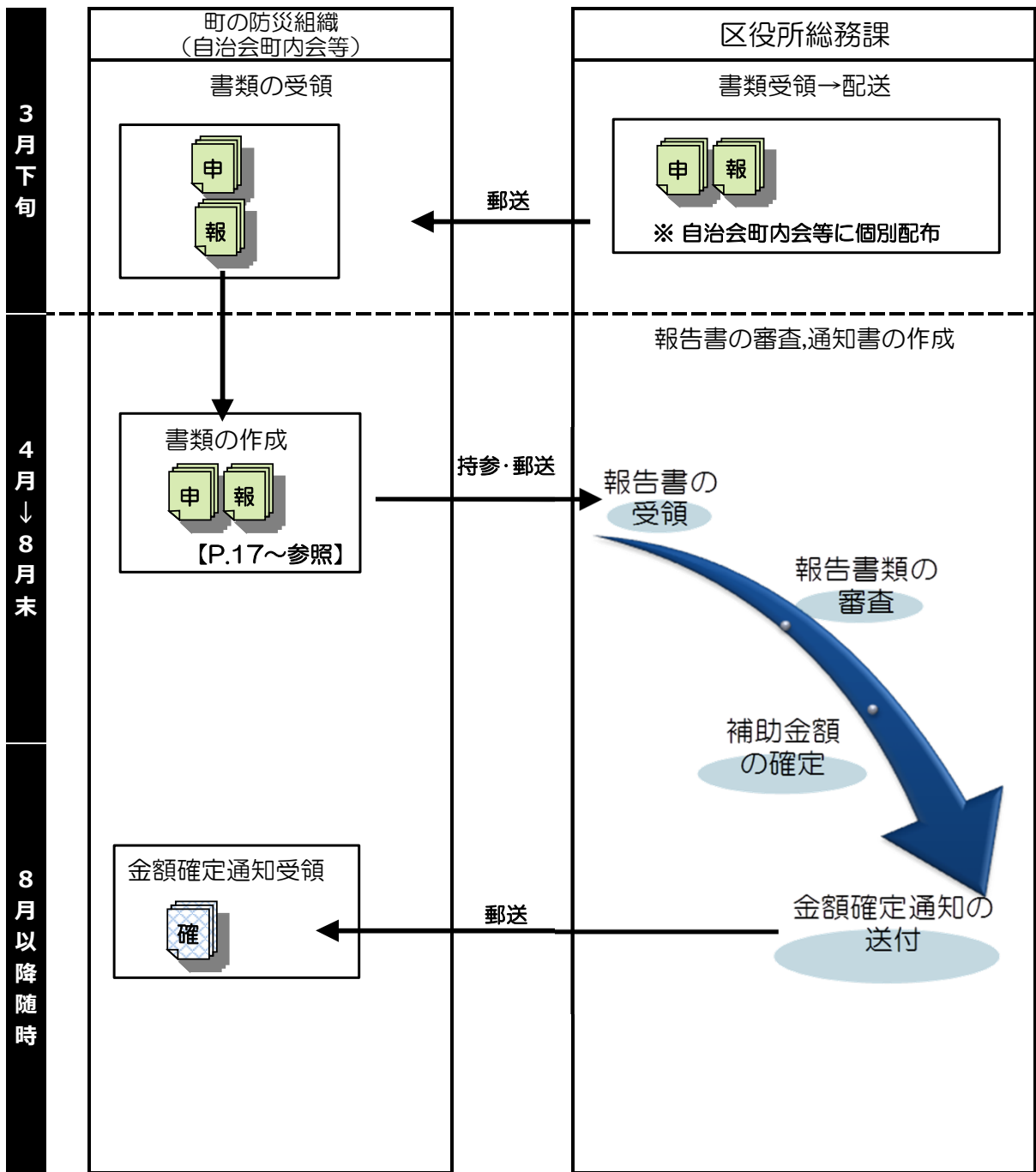
等

《報告編》 (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ



◇ 用語説明
 ・「申」…申請書
 ・「報」…報告書
 ・「確」…金額確定通知




2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和8(2026)年度の会計帳簿・領収書等は2031年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第6号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条）
（報告先）
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者	花子
TEL	2011 (671) 3456
E-MAIL	XXXXXXXX XXXXX@XXXX.co.jp

① 団体名は正確に記入しましょう

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（〇〇年1月～〇〇年3月31日）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容（※要領参照）	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）	80,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水缶詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストロトおおかゆ</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水缶詰	50箱			ストロトおおかゆ	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水缶詰	50箱																	
ストロトおおかゆ	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか？

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額		190,000 円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
160,000 円	190,000 円	-30,000 円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。
受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a) 前年度交付額」、「(b) 支出額合計」が正確に記入されていますか？

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区名		整理番号
○△年度 収支決算書		
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○◇年3月31日		
津町自治会		
収入の部		摘要
項目	決算額	
1 会費	1,266,000	250 円 × 422 世帯 × 12 か月 (参考: 総会費料 12 パーセント、会費会員422世帯、会費免除会員4世帯)
地域活動推進費	298,200	次の入込を比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 428 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費+事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯
収入合計	2,141,364	

ポイント

○報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
 ○報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
 となります。

支出の部		摘要
項目	決算額	
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	65,000	電気代 40,000 円 消耗品代 19,000 円 電話代 10,000 円 備品代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト費 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	
5 会館光熱水費	160,000	町内会館電気代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
6 会館修繕費	150,000	町内会館修繕費 150,000 円
7 その他	70,000	会館修繕材料費 50,000 円 火災保険料 20,000 円
事務費 小計 ①	585,000	
1 環境事業費	100,000	町内清掃活動 100,000 円
2 安全・安心環境づくり事業費	129,840	交通安全活動費 30,000 円 防災訓練準備費 68,000 円 防災-防災活動 31,840 円
3 社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子どもらい活動費 50,000 円
支出合計 ③+④+⑤	2,141,364	

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯	12 灯 ×	2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000		160 円 ×	1,000 世帯

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!
 ⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代	19,000 円	防犯灯の維持・点検・修繕	30,000 円		
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練準備費	60,000 円	防災資機材購入	127,500 円	チラシ等作成費	2,500 円

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。
 ⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> 見学会	
<input type="checkbox"/> その他 ()	



収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？・・・1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円以上であるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 25,000.-		
税抜金額 -- 23,810		消費税5% -- 1,190
上記正に領収いたしました。 但 水代として		
収入印紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△〇-55 御水缶詰どバレッジ株式会社 代表取締役 御水 好子	



領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 60,000.-		
税抜金額 -- 57,142		消費税5% -- 2,858
上記正に領収いたしました。 但 缶詰・缶入り保存パン代として		
収入印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△〇-3 有限会社 横浜ばん 代表取締役 小麦 遼郎	



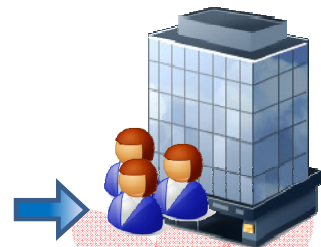
領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 37,500.-		
税抜金額 -- 35,714		消費税5% -- 1,786
上記正に領収いたしました。 但 ヘルメット代として		
収入印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△〇-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 重玉 麗	

それぞれは10万円未満であるため、提出の必要はありません。

②一括購入



領 収 書		№.〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 122,500.-		
税抜金額 -- 116,666		消費税5% -- 5,834
上記正に領収いたしました。 但 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として		
収入印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△〇-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 四朗	



1件の金額が10万円以上であるため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどようするのか。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの3つを購入したら金額が10万円以上となった。領収書は必要か。

A
まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン(4万円)、水缶は水缶(6万円)、ヘルメットはヘルメット(4万円)とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円以上となった場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円未満のものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願ひいたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510) 1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411) 7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320) 8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224) 8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341) 1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847) 8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334) 6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954) 6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750) 2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788) 7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540) 2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930) 2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978) 2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948) 2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866) 8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894) 8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800) 2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367) 5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500灯（電柱共架型）36灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ **磯子区地域振興課** 電話 **045-750-2393**
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① **管理番号**(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② **電柱番号、住所及び目標物**
- ③ **不具合の内容**(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ **不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯**

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて(参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、**穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポール**を発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、**①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)**のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい(約直径50cm 地中深1m)ため、**既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合**もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、**市では建替えできない場合があります**。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

自治会町内会長 各位

磯子区長 高橋 功

磯子区自治会町内会役員等表彰対象者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

多年にわたり地域社会の振興に御尽力いただき、その功績の著しい自治会町内会の役員等の方々に感謝の意を表するため、表彰させていただきたいと考えています。

つきましては、御多用の折、大変恐縮ですが、自治会町内会長の皆さまから候補者の御推薦をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】 表彰対象者の推薦書のご提出について、単位会長の皆様に周知をお願いします。

【単位会長】 表彰対象者がおられましたら、推薦書を作成し区役所にご提出をお願いします。

3 表彰の概要

(1) 表彰場所

令和8年6月～7月に各地区で開催されるコスモスミーティングの場で表彰させていただきたいと考えています。

(2) 内容

感謝状の授与

(3) 表彰対象者 ※裏面「磯子区自治会町内会役員等表彰要綱」（抜粋）参照

次のいずれかに該当する方。但し、自治会町内会長永年在職者表彰を受けた方等は対象外となります。

ア 自治会町内会副会長として職務に通算10年以上従事している者

イ 自治会町内会役員等

(ア) 通算5年以上従事し、前年度末をもって退任した者のうち、功労又は業績が顕著で、自治会町内会長が推薦する者

※「前年度末をもって退任」には、本年3月から4月末までの退任を含みます。

(イ) 通算20年以上従事している者で、自治会町内会長が推薦する者

※活動を始めた日の属する月から起算し、異なる役職であっても通算年数として算定します。

また、イ(ア)に該当する方については、退任日の属する月までを該当期間とします。

※役員等とは、各町内会の規約に定める役員及び総務部長等各部会長を含み、これ以外の場合は地域振興課に御相談ください。

4 表彰対象者の推薦

別紙「推薦書」に必要事項を記載し御提出をお願いいたします。

(1) 提出方法

郵送・FAX・Eメールまたは直接区役所6階61番窓口までお持ちください。

住 所 〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所地域振興課

FAX 番号 045-750-2534 (磯子区役所地域振興課あて)

Eメール is-chishin@city.yokohama.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金)

【担当・問い合わせ先】 磯子区地域振興課 保月・栃尾

電話：750-2391

FAX：750-2534

(参考) 「磯子区自治会町内会役員等表彰要綱」 抜粋

(表彰対象者)

第4条 表彰は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 自治会町内会副会長として職務に通算10年以上従事している者
- (2) 自治会町内会役員等
 - ア 通算5年以上従事し、前年度末をもって退任した者のうち、功労又は業績が顕著で、自治会町内会長が推薦する者
 - イ 通算20年以上従事している者で、自治会町内会長が推薦する者

(表彰除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のうち、いずれかに該当する者は、表彰の対象から除く。

- (1) 「自治会町内会長永年在職者表彰」を受けた者
- (2) 過去に前条第1号により表彰を受けた者
- (3) 過去に前条第2号により表彰を受けた者。ただし当該表彰を受けた者が前条第1号により表彰を受ける場合は、この限りではない。

(在職期間の算定)

第6条 在職期間の算定は、次のとおりとする。なお、途中退任期間のある場合はその期間は除外する。

- (1) 第4条第1号にあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算する。
- (2) 第4条第2号アにあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算し、退任日の属する月までを該当期間とする。また、異なる役職であっても通算年数として算定する。
- (3) 第4条第2号イにあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算する。また、異なる役職であっても通算年数として算定する。

推薦書

締切日:令和 8 年 5 月 15 日(金)〆切
提出先:磯子区地域振興課

自治会町内会名

会長名

No	役職名	表彰対象区分(該当項目に○を付けてください。)	氏名(ふりがな)	就任年月日	メールアドレス	住 所
				退任年月日		
1		1 2 3		昭和・平成・令和 ____年__月__日 昭和・平成・令和 ____年__月__日		電話(-)
2		1 2 3		昭和・平成・令和 ____年__月__日 昭和・平成・令和 ____年__月__日		電話(-)
3		1 2 3		昭和・平成・令和 ____年__月__日 昭和・平成・令和 ____年__月__日		電話(-)
4		1 2 3		昭和・平成・令和 ____年__月__日 昭和・平成・令和 ____年__月__日		電話(-)
5		1 2 3		昭和・平成・令和 ____年__月__日 昭和・平成・令和 ____年__月__日		電話(-)

表彰区分とは

- 1 副会長として職務に通算10年以上従事している者
 - 2 町内会活動に役員等※として通算5年以上従事し、前年度末をもって退任する者のうち、功労又は業績が顕著で、町内会長が表彰を必要と認める者
- ※ 役員等とは、各町内会の規約に定める役員及び各部会長とし、その他の者を対象とする場合は磯子区長が判断する。
- 3 自治会町内会役員等として、通算20年以上従事しているもの

地区連合町内会長
自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和 8 年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金について【情報提供】

1 趣旨

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。令和 8 年度分の補助金申請についてご案内いたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、活用をご検討ください。

3 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

4 補助対象経費

掲示板の新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません。

※修繕には改修を含みます。

※電子掲示板（デジタルサイネージ）の新設にも対応します。

補助対象となる範囲に条件がございますので（通信費用が掛かる場合など）、申請される際は必ず事前にご相談ください。

5 補助額

令和 8 年度申請分から、補助金限度額を引き上げます。

(1) 新設（建替えを含む）

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 12 万円（昨年度：10 万円）（電子掲示板の場合は 20 万円）

(2) 修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 5 万円（昨年度：4 万円）

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

6 申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 1 月 29 日（金）

※令和8年度申請分から、同一年度内の申請は1回までとします。

※補助金限度額（12万円、もしくは5万円）の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設の申請を重複することはできません。

※補助額は予算の範囲内となります。申請を受けたものから順次審査を行いますので、申請状況により補助金を交付できない場合があります。予めご了承ください。

7 補助金申請・交付手続の流れ

(1) 補助金交付申請書類の提出

補助金交付申請を行う自治会町内会は、工事着工前に、次の書類を準備し、申請期間内にご提出ください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 工事に係る見積書（写）
- ③ 掲示板設置場所の地図
- ④ 工事施工前の写真

※修繕の場合、掲示板全体の写真だけでは修繕箇所がわからない場合があります。全体写真に加え、修繕箇所に近づいて撮影した写真も添付してください。

- ⑤ 【新設する場合のみ】掲示板設置場所の土地所有者の許可がわかるもの
掲示板設置箇所が公道の場合：道路占用許可書（写）
掲示板設置箇所が民地等の場合：土地使用承諾書（写）

【申請期間】

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）



(2) 申請内容の審査

磯子区にて申請内容を審査し、補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付します。掲示板の工事は、補助金交付決定通知書（第2号様式）を入手してから行ってください。ただし、災害や事故等により破損し、緊急で修繕する必要がある場合は、工事後の申請が可能な場合がございますので、工事前にご一報ください。



(3) 完了報告にかかる書類の提出

掲示板の工事が終わりましたら、次の完了報告にかかる書類をご提出ください。

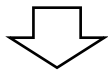
【提出書類】

- ① 完了報告書（第4号様式）
- ② 掲示板の完成写真
※修繕で施工箇所がわかりづらい場合は、工事中の写真も添付していただくことがあります。
- ③ 工事に係る領収書（写）



(4) 報告内容の審査

完了報告書類を審査し、補助金額を確定しましたら、補助金額確定通知書（第5号様式）と補助金請求書様式（第6号様式）をお送りします。



(5) 補助金請求書（第6号様式）の提出

補助金請求書（第6号様式）に補助金額確定通知書（第5号様式）の写しを添付のうえ、指定の期日までにご提出ください。



(6) 補助金の振り込み

請求書にご記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

8 申請方法

持参、郵送またはメールで交付申請書類をご提出ください。

【提出先】 地域振興課地域活動係

住所：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所6階

メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

※各種様式は地域振興課窓口でお渡しします。

下記ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/keijiban.html

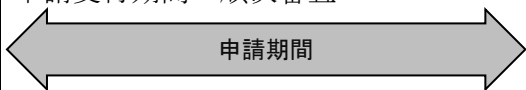


9 掲示板の所有者が集合住宅の管理組合の場合（補助対象事業者等の特例）

以下の条件をすべて満たす場合のみ、補助金申請を行うことができます。

- (1) 集合住宅の管理組合と自治会町内会の構成員がほぼ同一であること
- (2) 掲示板について、自治会町内会活動に使用していること
- (3) 自治会町内会が掲示板の設置等の費用を負担すること

<令和8年度のスケジュール>

令和8年3月	4月～令和9年1月	3月末
補助金の 申請案内	申請受付期間・順次審査  申請期間	補助申請した 掲示板の工事完了期限

※令和8年度予算が横浜市会で議決されることを条件としています。

【問合せ先】 磯子区地域振興課 保月・遠藤
 電話：750-2391 FAX：750-2534
 メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

磯子区連合町内会長会資料
令和 8 年 3 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子保護司会
会長 川辺 隆
磯子区更生保護女性会
会長 宗像 悦子

「いそご更生保護だより」第 72 号の回覧について【協力依頼】

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より更生保護活動にご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本会では更生保護の理解と普及を図るため、「いそご更生保護だより」を発行しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、標記広報紙の回覧についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 お願いしたいこと

【単位会長】 班回覧をお願いします。

事務担当

磯子区社会福祉協議会 西谷

TEL : 751-0739

FAX : 751-8608

令和7年度 活動報告

磯子保護司会活動報告

- 令和7年
 5月21日 磯子保護司会総会
 7月12日 第75回社会を明るくする運動街頭キャンペーン (JR新杉田駅)
 7月16日 横浜力行舎見学
 9月28日 第49回磯子まつり(薬物乱用防止キャンペーン)
 10月20日 映画「記憶」鑑賞についての意見交換会
 10月22日 新任保護司研修会
 10月30日 第73回横浜市更生保護大会に参加
 11月26日 第76回神奈川県更生保護大会に参加
 11月27日 水戸刑務所参観
 12月4日 区内公立中学校生徒指導専任教諭との連絡協議会
- 令和8年
 1月21日 合同研修会(磯子区更生保護女性会と共催)
 講演: 湘南ダルク 代表 栗栖 次郎氏
 1月26日 合同賀詞交歓会(磯子区更生保護女性会と共催)
- 通年 ●理事会の開催(11回)
 ●総務部会、研修部会、ITホームページ部会の開催
 ●定例研修会(3回)
 ●学校・家庭・地域連携事業等への参加
 ●各地区ミニ集会への参加・協力
 ●各地区団体事業への参加・協力

磯子区更生保護女性会活動報告

- 令和7年
 5月21日 磯子区更生保護女性会総会
 7月4日 自主研修会
 講演: 横浜力行舎 施設長 中村氏
 9月28日 第49回磯子まつり
 (バザー出店、ホゴちゃんぬりえ展示)
 第75回社会を明るくする運動街頭キャンペーン
 街頭募金(共同募金)
 10月1日 第73回横浜市更生保護大会に参加
 10月30日 横浜力行舎見学
 11月11日 第76回神奈川県更生保護大会に参加
 11月26日 年末施設訪問
 12月8日 (横浜少年鑑別所、磯子警察署、区内交番)
- 令和8年
 1月21日 合同研修会(磯子保護司会と共催)
 講演: 湘南ダルク 代表 栗栖 次郎氏
 1月26日 合同賀詞交歓会(磯子保護司会と共催)
- 通年 ●理事会の開催(6回)
 ●横浜力行舎での花活け(毎月)
 ●お茶・あられ・ビスケットを販売し、自主財源確保(2回)
 ●区・市・県の行事に積極的に参加

功労者の表彰(敬称略)

- 第76回神奈川県更生保護大会
 - 関東地方更生保護委員会委員長表彰
保護司 古澤 清
保護司 鷺尾 興春
 - 関東地方保護司連盟会長表彰
保護司 石川 仁恵
保護司 郡司 実
保護司 松尾 恭平
 - 神奈川県知事感謝状
保護司 新井 貴
保護司 官野 けい子
保護司 野波 伸光
 - 横浜保護観察所長表彰
保護司 高杉 知明
- 第72回神奈川県社会福祉大会
 - 神奈川県社会福祉協議会会長表彰
保護司 和田 泰治
 - 神奈川県社会福祉協議会会長感謝
保護司 小川 百合子
- 令和7年度磯子区社会福祉大会
 - 社会福祉功労者顕彰
更生保護女性会 新井 スミ子
- 横浜市保護司会協議会会長表彰
保護司 高杉 知明
- 横浜市更生保護女性連盟会長表彰
更生保護女性会 宗像 悦子
- 神奈川県保護司会連合会長表彰
保護司 岡村 義広
- 日本更生保護女性連盟理事長表彰
更生保護女性会 小宮 節子
- 神奈川県更生保護女性連盟会長表彰
更生保護女性会 野口 育子
- 第73回横浜市更生保護大会
 - 横浜市長感謝状
保護司 古澤 清
更生保護女性会 小林 まき
 - 横浜市長感謝状
保護司 金子 善政
更生保護女性会 塩谷 順子

新任保護司挨拶

汐見台地区 屋代 かをり

数年前、保護司の話があったとき、生きづらさを抱えた人々を手助けできればと思い、その気になりましたが、年齢制限を超えていて少しがっかりしたことを覚えています。今回またこの話がきたとき、こんなに年を取ってしまっただけでできるだろうか、不安を感じつつも、喜んで受けることにしました。

たくさんの方の資料をいただき、いろいろな研修を受け始めて、仕事の大変さが身に染みてきました。実際に担当が決まってからはさらに、難しさに悩み反省する日々が続いています。先輩保護司の方々にいろいろ教えていただきながら、自分なりに力を尽くしていきたいと思っております。



保護司の異動(敬称略)

- 新任保護司 屋代 かをり (汐見台地区)
令和7年10月1日付
よろしくお願ひします。
- 退任保護司 松田 米生 (屏風ヶ浦地区)
立田 彰 (杉田地区)
令和7年9月30日付
徳正 厚 (岡村地区)
令和7年10月31日付
大変長い間ご尽力ありがとうございました。

編集委員メンバー

- ～保護司会～
 新井 貴 川辺 隆 宗像 悦子 杉本 房子
 松原 竹雄 小川 百合子 小宮 節子 塩谷 順子
 小林 まき
- ～更生保護女性会～



◀磯子保護司会ホームページ

※ご意見・ご感想をお寄せください



No.72
 磯子保護司会
 磯子区更生保護女性会
 〒235-0016
 磯子区磯子3-1-41
 磯子区社会福祉協議会内
 TEL 751-0739
 FAX 751-8608
 発行人 川辺 隆
 宗像 悦子

徽章

 (保護司)

 (更生保護女性会)

磯子まつりでの活動【9月28日(日)開催】

更生保護女性会ブース出店

秋風を少々感じる雲空の下、警察音楽隊のファンファーレ、こどもたちのパレードから、磯子まつりが盛大に開催されました。区役所内の広場には食品関係の店が出店され、食事のできるコーナーが設けられました。歩道ではこども達が楽しめるヨーヨーつりやスーパーボールすくいなどが行われていました。また、大通りには自分で運転できるゴーカートが準備され、少し離れた会場では、見て触って乗れるはしご車や白バイ、パトカー、自衛隊車両などが展示されていました。

更生保護女性会の店舗では、あられやパスタ、会員が持ち寄った品々を販売。利益は会の活動に充てられます。山中市長さんが激励に来られ、一緒に記念写真を撮りました。毎年区民が楽しみにしている磯子まつりが長く続くことを願っています。



薬物乱用防止街頭キャンペーン

磯子まつりが開催され、様々な団体が出店している中、薬物乱用防止指導員協議会磯子支部も、磯子センターのエリア内で薬物乱用防止の街頭キャンペーンを行いました。例年は区役所前で行っていましたが、今回は磯子センターにおいていつもより一時間遅い11時より実施いたしました。良い天気の中、多くの方が訪れており、用意した啓発グッズはあっという間に配り終わってしまいました。

近年、中高生等による大麻使用やオーバードーズ*がニュースになっていることから、薬物乱用防止指導員として地域の方に理解してもらえるよう、啓発活動を行ってきたいと思ひます。

*オーバードーズ(略称: OD)医薬品の定められた服薬量を大幅に超えて過剰に摂取すること



保護司活動のPR実施

磯子まつりで磯子区更生保護女性会が設けた活動PRブースの一部を借りて、磯子保護司会が新任保護司発掘を狙い「保護司の仕事」に関するパンフレットなどを用意、まつり来場者に呼びかけを行いました。保護司の仕事について質問される方、パンフレットを手にとられた方もいらっしゃいました。

一般にはまだまだ認知度の低い保護司、いかに知ってもらい、関心をもって頂くことが第一歩だと思います。また初めての試みとして、区内で同じ更生保護活動を行う更生保護女性会さんと一体でのPR活動を行いました。今後もこの様な機会を通じて地道なPR活動を行いたいと思ひます。

第75回社会を明るくする運動キャンペーン

従来、7月の強化月間の際にキャンペーン活動を行っていましたが、この異常な猛暑を避け、今年初めて磯子まつりの日に実施しました。今までは根岸駅で啓発グッズを配布していましたが、磯子センター駐車場のスペースに場所を移したため、人手も多く、たくさんの区民の方々に周知することができました。例年どおり保護司会の皆様のご協力をいただき、さらに、今まで来られなかった会員の参加もあり、時期、場所の変更は良かったのかなと思ひました。



水戸刑務所を訪問して

磯子保護司会 古澤 清

令和7年11月27日(木)、保護司14名で、茨城県ひたちなか市の水戸刑務所を参観しました。水戸刑務所は明治4年に旧水戸藩の徒刑場を引き継ぎ、その後名称を変えつつ、昭和21年に「水戸少年刑務所」と改称、平成20年に「水戸刑務所」と、現在の名称となりました。

収容対象者は刑期10年未満の犯罪傾向の進んだ日本人男性受刑者で、447名が収容されていました(564名定員)。特に暴力団関係者の割合が非常に高いとのことでした。刑務作業は木工、印刷、金属加工、洋裁などで、特に木工では地元の伝統である獅子頭等を制作し、地域社会の活性化に貢献していることがわかりました。

幸いにも当日は、受刑者の作業風景を見せていただくことができ、大変参考になりました。皆さんまじめに黙々と作業している姿に感心しました。

作業製品の展示を見学し、展示品の販売の様子を見て帰途につきました。刑務所内の処遇体制等を知ることができ、大変有意義な参観となりました。



令和7年度中学校生徒指導専任との連絡協議会に参加して

磯子保護司会 小川 百合子

令和7年12月4日(木)標記会合が根岸中学校会議室にて開催されました。顧問の松本忠司 洋光台第二中学校校長のご挨拶のあと、各中学校生徒指導専任教諭から、学校の紹介と生徒の生活の様子をうかがいました。

昨年の会合の時話題となっていた校内ハートフルを利用する生徒が増え、いずれの学校でも、相対的に不登校生徒の数が減少しているという報告がありました。また部屋を提供するだけでなく、教員も当てているとのこと、先生方のご苦労がわかりました。その他では、地域の方々と一緒に花を植えたりして、こどもたちとの繋がりを大切に、見守っている学校もありました。各校ともに落ち着いてきている様子がうかがえました。

各学校と保護司の情報交換の後に、横浜保護観察所 小林主任官が双方の連携を保っていきたくとまとめてくださいました。今回に限られた時間の中ではありましたが、大変有意義な会議となりました。



新任研修を通じて

磯子保護司会 齋藤 太一

令和7年10月22日(水)に開催された新任研修を通じて、保護司としての自覚と責任、そして保護司会の一員としての意義ややりがいを知ることができました。特に、対象者との面接における経験談を聞き、保護司としての姿勢や再犯防止を願い日々の奮闘を感じました。今後は研修で得た知見や関わり方を日々の支援に生かしつつ、様々な形で貢献できるよう努力してまいります。未熟な点も多々ございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



合同研修会

磯子保護司会 福島 茂

令和8年1月21日(水)、磯子センター多目的研修室にて磯子保護司会・磯子区更生保護女性会合同の研修会が行われました。講師に湘南ダルク代表の栗栖次郎氏をお迎えし、「昨今の薬物事情とダルクの支援方針」と題して講演会を実施しました。参加者は保護司17名と更生保護女性会員13名の計30名でした。

講師の栗栖氏は若い頃薬物中毒を経験。刑務所に10年ほど入所していたが、ダルクに救われ薬物と縁を切ることができたと話されました。その後ダルクの職員となりましたが、ダルクの職員のほとんどはそういった薬物経験者であるとのこと。湘南ダルクでは、ミーティングの他、薬物中毒などで保護観察中の人々を対象にプログラムを組み、薬物依存からの脱却を指導されています。

講演では主に昨今の薬物事情の話がされました。オーバードーズが違法ではないことから、青少年に蔓延しており、簡単に手に入る市販薬などが使われています。また、アメリカでは合法である大麻(日本では違法)の使用が若者の間で増加している事が深刻な問題となっていると話されました。

昨今の薬物事情がわかり、対象者との面談に役立てたいと思いました。



神奈川県更生保護女性会連盟創設65周年記念 会員研修

磯子区更生保護女性会 小林 まき

令和7年12月15日(月)小春日和に恵まれた日、県内6ブロック、県連盟指定地区、日本更生保護指定地区、関東指定地区から400人が集い、西公会堂で創設65周年記念事業会員研修が盛大に開催されました。今年は創設65周年記念の節目の年にあたり、多くのご来賓の皆様から祝意や励ましのお言葉をいただきました。これからも明るい未来に活動の輪を広げていきたいと思ひます。

講演会では、全国各地の幼稚園、小中高等学校、施設や刑務所、少年院などで幅広く活動されてこられた永山友美子氏(アイリッシュハーブ奏者・オペレッタ作家・指導者)が「これからの更生保護女性会活動に向けて」のお話をされました。なかでも親子の関係では、褒めて育てることの大切さなど、涙あり、笑いあり。ときどきハーブの美しく優しい音色に魅せられ、私たちの心も癒され温まりました。講師の言葉の美しさに感銘を受け有意義な講演でした。

その後、各地区から研修実施報告があり、どこの発表地区も内容が豊富で活動状況が良くわかり、情報交換もできました。明日への活動に活かしていきたいと思ひました。

最後にみんなでひまわりの譜(うた)を合唱し、会を閉じました。

神奈川県更生保護女性会連盟
創設65周年記念事業 会員研修

力行舎見学

磯子区更生保護女性会 星野 琴子

令和7年11月11日(火)に磯子区更生保護女性会の力行舎見学会が行われました。会からは18名の参加者があり、宗像会長から大勢のご参加有難うございましたとご挨拶がありました。

はじめに力行舎の中村施設長から力行舎と甲突寮の成り立ちから入所者の現状等の説明があり、更生支援そのものに対し地域住民の理解をさらに広げるための啓発活動をしていきたいとお話がありました。

その後2グループに分かれ、力行舎と、同じ敷地内にある甲突寮を中村施設長と職員の方のご案内により見学しました。60年程前の建物で古さはありましたが、和室の居室や作業部屋、洗濯室等はきれいに整頓されていました。

最後に会員から「施設長さんがお仕事で一番嬉しいことは何ですか」という質問があり、「退寮した人が訪ねて来てくれる時です。」とおっしゃられましたが、加えて、「もう一人の自分も欲しいほど忙しい。」とも言っておられました。この見学会に参加して力行舎の現状をより深く知ることができました。



交番歳末訪問

磯子区更生保護女性会 新井 節子

更生保護女性会では例年12月に、磯子警察署及び管轄内の交番へ歳末訪問を行っています。私たちは根岸駅前交番へ地区担当2名にて訪問し、会長からの挨拶状と「愛のあられ」を手渡し、日頃の感謝を伝えました。

また、近隣の犯罪の事例をお聞きしたところ、自転車の盗難防止には2個以上の鍵を設置してほしいとお話でした。さらに、詐欺事件は増々巧妙になっています。警察の者だと電話がかかり、信用させる手口が多いとのこと。「警察から、電話をかけて聞くようなことは絶対ない。その電話はすぐに切ってください。家族、知り合い、警察へ通報を。」と話されました。なお、警察署では、地域の方々の要請があれば大切な財産をなくさないために、担当がお話しに外向くこともできるので、ご相談くださいとのことでした。



賀詞交歓会

令和8年1月26日(月)市内レストラン会場で高橋磯子区長、中臣保護観察所長をはじめ来賓11名のご出席を賜り、保護司会から15名、更生保護女性会から6名、両団体事務局の磯子区社会福祉協議会から4名、総勢36名参加により開催いたしました。

今回は式次第の中で保護司・更生保護女性会の活動紹介に関するビデオを視聴する時間を設けましたが、我々の更生保護活動が地域で果たす役割や、その重要性について参加者一同認識を新たにする良い機会になったと思ひます。

和やかな雰囲気の中、今年も両団体共々更なる地域貢献を果たすべく決意を新たにいたしました。

磯子保護司会 和田 泰治



地区連合町内会長
自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和 8 年度自治会町内会現況届の提出について【提出依頼】

1 趣旨

令和 8 年度自治会町内会現況届について、ご提出をお願いいたします。

現況届にご記入いただいた情報は、会長へのご連絡や広報物の送付、区内自治会町内会加入世帯数値の公表、「地域活動推進費補助金」の確認（世帯数の確認）等のために使用いたします。

また、認可地縁団体の会長が変更となる場合、告示事項変更の届出が必要ですので、必ずご連絡をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】書類のご提出について、定例会等で単位会長の皆様に周知をお願いいたします。

【単位会長】書類のご提出をお願いいたします。

3 自治会町内会現況届の内容について

(1) 自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

○氏名について：自治会町内会名とともに公表しています。

(地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。)

○連絡先（住所・電話番号等）について

・区役所及び横浜市

・国・県の行政機関及び公益的な団体からの問合せ

(区連会、区社会福祉協議会、磯子警察署、区交通安全協会、区防犯協会など)

・国・県・市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

→ 現況届に記載いただいた情報を提供します。

・電気・ガス・水道などの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合

・不動産会社や管理会社等が、加入案内のため、自治会町内会の情報を必要とする場合

→ 会長の連絡先等を回答する前に、会長へのご連絡が必要な場合は、「情報提供に関する事前承諾」欄の「必要」にチェックをつけてください。「不要」の場合は区役所から会長にお電話せず、回答させていただきます。

裏面あり

(2) 区連会資料配送先について

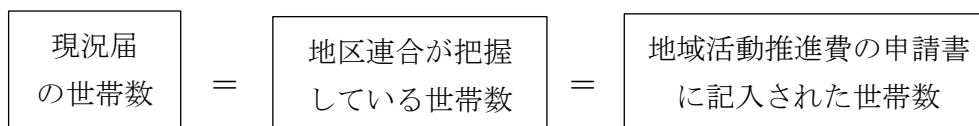
磯子区では、毎月（8月と12月を除く）17日前後に開催される「磯子区連合町内会長会定例会」（区連会）にて、市政・区政にかかる情報提供や、自治会町内会の皆様への依頼事項等を各地区連合町内会長にお伝えしています。その資料の一部を、区連会后、すべての自治会町内会あてに送付しています。

原則、紙袋（サイズ：幅30cm×横40cm×奥行10cm程度）に封入し、配送業者によりお届けしておりますので、ご都合のよい配送先をご記入ください。また、ご不在時には置き配することが出来ますので、可能な限り、置き配の指定場所のご記入をお願いいたします。

(3) 加入世帯数について

全て、令和8年4月1日の数字として、下記の内容が一致している必要があります。

※ 地域活動推進費補助金を申請されない自治会町内会も同様です。



不一致の場合は、確認する必要がありますので、補助金の交付および、加入されている地区連合への補助金の交付も、大幅に遅れる可能性がございます。

4 提出方法

(1) 自治会町内会ポータル

※令和8年度から自治会町内会ポータルでの申請受付を開始します。

是非活用をご検討ください。

(2) 郵送 ※添付の返信用封筒をご利用ください。

(3) F A X ※受信確認のためお電話ください。

(4) Eメール

※現況届の様式は下記のHPに掲載しています。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/
kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/genkyo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/genkyo.html)



様式はこちら

5 提出期限

令和8年5月8日（金）

※5月8日以降に会長等に変更があった場合は、お手数ですがその都度ご提出をお願いいたします。

担当：磯子区地域振興課地域活動係 保月・中谷・遠藤

電話：750-2391 Fax：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 自治会町内会 現況届

令和 年 月 日

横浜市磯子区長

ふりがな
自治会町内会名

記入者氏名

1 自治会町内会長（※1）

ふりがな			
氏名			
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区		
連絡先	電話		携帯電話
	F A X		Eメール アドレス
任期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
情報提供 に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※2）		
	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。）		
	ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。	連絡先	

※1 国・市・区役所内や関係機関等に対しては、いただいた情報を提供させていただきます。

※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてください欲しいと連絡があったのですが回答してよろしいですか?』というようなお電話をいたします。不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します。

2 各種資料配送先・申請担当者

区 連 会 資 料 受 取 担 当 者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		電話	
	配送先 住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区		
		置き配等にご対応いただける場合の置き場所（玄関前、宅配ボックス、ドアノブ等）		
	回覧数	(回覧いただく班数などの数)	掲示数	(掲示いただく掲示板の数)
申 請 推 進 費 地 域 活 動 担 当 者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		役職	
	電話		Eメール アドレス	
広 報 よ こ は ま 等 担 当 者		← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	氏名		電話	
	配布部数	部	※担当者・配送先・部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係（電話：750-2335）に連絡してください。	
	配送先	〒		
	配送に関する特記事項（あればご記入ください）			

裏面あり

3 自治会町内会情報

加入世帯数	<p>令和8年4月1日現在の情報をご記入ください。公表数値や、地域活動推進費の基礎数値として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。 また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。</p>		
		世帯数	規約明記の有無 (○を付けてください)
	①一般会員	世帯	有 ・ 無
	②会費免除会員	世帯	有 ・ 無
	③法人(賛助)会員等	世帯	有 ・ 無
<p>★「地域活動推進費補助金」の交付申請のためには、 会費免除会員、法人会員等が規約に明記されている必要があります。</p> <p>★ 下記の世帯数の欄には、 ①②③のうち、規約明記が「有」の世帯数の合計をご記入ください。</p>			
	世帯数 (補助金適用世帯数)	世帯	
自治会町内会費	<p>入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。 変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。</p>		
	会費	円/月	集金方法 (班長が戸別訪問で一括集金、毎月口座振替等) <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	備考	区役所で回答の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
(集会所)	会館名	住所	磯子区
	電話	常駐者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 備考 (管理人のいる曜日・時間帯など)	

4 役員名簿

会長以外の役員の方のご連絡先を、3名程度ご記入ください。
 区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
		磯子区	
		磯子区	
		磯子区	

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel : 750-2391 ・ Fax : 750-2534
 ○広報に関する問合せ先 : 区政推進課広報相談係 Tel : 750-2335 ・ Fax : 750-2532

1 自治会町内会長（※1）

ふりがな	いそご たろう		
氏名	磯子 太郎		
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟101		
連絡先	電話	045-000-0000	携帯電話 090-0000-0000
	F A X	045-000-0000	Eメール アドレス 000@000000.00
任期	令和8年5月1日 ~ 令和9年4月30日		
情報提供 に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※2）		
	<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。） ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。		

集合住宅の場合は、建物名や棟の番号まですべてご記入ください。

必ずどちらかにチェックしてください。

- ※1 国・市・区・町・村・支庁・道庁・都庁・府庁・省庁・国・市・区・町・村・支庁・道庁・都庁・府庁・省庁
 ※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてください。欲しいと連絡があったのですが回答してよろしいですか?』というようなお電話をいたします。不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。

配送業者等がご連絡することがあります。日中に連絡のとりやすい電話番号をご記入ください。

2 各種資料配送先・申請担当者

区	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
取 担 当 者	氏名	磯子 次郎	電話 090-0000-0000
	住所	（マンション・アパート名もご記入ください） 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟101	
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所	集会室（A棟1階）のドア前に置いてください。	
回覧数	(回覧いただく班数などの数)	10	掲示数 (掲示いただく掲示版の数) 5
申請 推 進 費 者	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
地 域 活 動 推 進 費 者	氏名	磯子 三郎	役職 会計
	電話	045-000-0000	Eメール アドレス 000@000000.00
広 報 布 よ こ は ま 等	← 自治会町内会長と同じ場合はこちらに✓のみで構いません。		
	配布部数	200	電 補助金申請のやりとりに、Eメールの活用が可能な場合は、ご記入ください。
	配送先	〒 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟105号	
配送に関する特記事項（あればご記入ください）			

可能な限り、ご記入をお願いします。ご記入いただいた場合は、原則置き場所への配送となります。

回覧板での回覧や、掲示板への掲出をご依頼する際に送付するチラシ等の枚数に使用します。

地域活動推進費補助金を申請しない場合は、「地域活動推進費申請担当者」の欄は記載不要です。

補助金申請のやりとりに、Eメールの活用が可能な場合は、ご記入ください。

3 自治会町内会情報

令和8年4月1日現在の情報をご記入ください。公認して使
用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。
また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、状況届の
内容とが一致している必要がございます。

「①一般会員」は、規約に会員に関する項
目があれば、原則すべて「有」となります。

加入世帯数		世帯数	規約明記の有無 (○を付けてください)
	①一般会員	130 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
	②会費免除会員	2 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
	③法人(賛助)会員等	1 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
★	4月1日時点の ①一般会員、②会費免除会員、③法人(賛助)会員等のうち、規約明記の有無 (規約にそれぞれの会員について記載しているか)を「有」としたものの合計をご記入ください。		
★	※記載例では、③法人(賛助)会員が1世帯ありますが、規約明記が「無」のため、合計数に含まれていません。		
	世帯数 (補助金適用世帯数)	132 世帯	

入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、
こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。
変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金
額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPに掲載する可
能性がありますので、ご了承ください。

必ずどちらかにチェックしてください。

自治会町内会費	会費	200 円/月	集金方法	年に一回、班長が集金
	備考	区役所で回答の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可

(集会所)	会館名	〇〇自治会館		住所	磯子区磯子3-5-1
	電話	045-000-0000	常駐者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考 (管理人のいる曜日・時間帯など) 月水金の10:00~15:00

4 役員名簿

必ずどちらかにチェックしてください。

会長以外の役員の方のご連絡先を、3名程度ご記入ください。
区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のこ
とには使用いたしません。

役職	氏名	住所	電話
副会長	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	045-000-0000
防災部長	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	090-0000-0000
監事	〇〇 〇〇	磯子区〇〇〇 〇-〇-〇	090-0000-0000

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel : 750-2391 ・ Fax : 750-2534
○広報に関する問合せ先 : 区政推進課広報相談係 Tel : 750-2335 ・ Fax : 750-2532

「令和8年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和8年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和8年度横浜市市民活動保険補償内容（令和7年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1名 上限500万円）
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円（180日限度）
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円（90日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和8年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険
ホームページ

※ 令和8年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

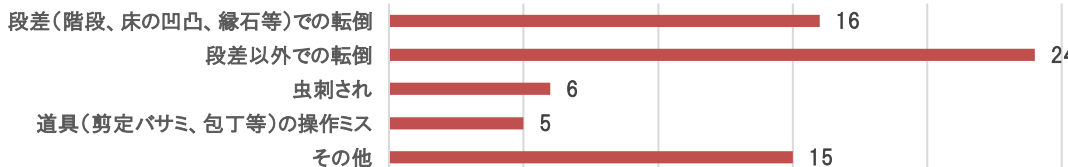
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

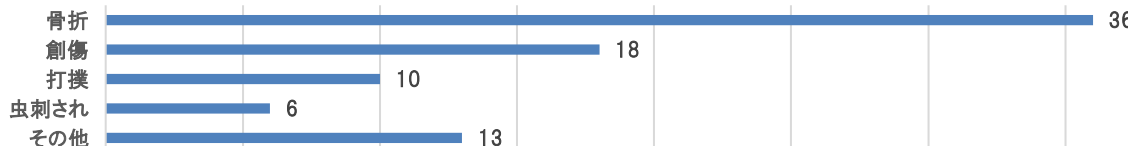
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動** (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動** (交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為** (例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動 (例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動** (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動** (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 7 年 11 月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和 7 年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

(2) 事例紹介※11 月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例 1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例 2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPay を活用した集金事例～

事例 3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

(3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例 1～3 については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

防災スピーカー試験放送の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「防災スピーカー（津波警報伝達システム）」の試験放送は、自然災害等に対する避難意識の醸成及び避難態勢を強化することを目的に、毎月1回行っており、令和8年度も継続して実施しますのでお知らせします。

防災スピーカーは、災害時における情報伝達手段の一つですが、周囲の環境や風向きなど気象状況等により、音声聞き取りにくい時もあります。皆様に情報をお伝えする際は、多様な手段を用いて行っていきますので、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 実施日時（全12回）

毎月第2月曜日 10時00分から約1分程度 ※当日が祝日の場合は翌日実施します。

令和8年 4月13日（月）、5月11日（月）、6月8日（月）
7月13日（月）、8月10日（月）、9月14日（月）
10月13日（火）、11月9日（月）、12月14日（月）
令和9年 1月12日（火）、2月8日（月）、3月8日（月）

4 実施場所

以下の設置場所で実施します。（区内20か所）

	設置施設	所在地		設置施設	所在地
1	根岸地域ケアプラザ	馬場町	11	洋光台第四小学校	洋光台六丁目
2	根岸小学校	西町	12	杉田小学校	杉田一丁目
3	八幡橋交差点付近	磯子一丁目	13	岡村中学校	岡村一丁目
4	磯子消防署	磯子一丁目	14	浜中学校	杉田三丁目
5	新磯子町付近	新磯子町	15	さわの里小学校	上中里町
6	磯子海づり施設付近	新磯子町	16	森中学校	森五丁目
7	磯子区総合庁舎	磯子三丁目	17	汐見台中学校	汐見台一丁目
8	屏風浦小学校	森三丁目	18	洋光台消防出張所	洋光台三丁目
9	磯子スポーツセンター	杉田五丁目	19	洋光台第三小学校	洋光台二丁目
10	岡村小学校	岡村四丁目	20	洋光台第二小学校	洋光台四丁目

5 訓練放送の内容

♪ピンポンパンポン（上り）

こちらは横浜市です。ただいまから、試験放送を行います。

訓練、訓練、訓練、訓練 これで、訓練放送を終了します。

♪ピンポンパンポン（下り）

【 参 考 】

横浜市ホームページで、音声を御確認いただけます。

◆ 訓練放送の音声について

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/bosai_bohan/saigai/sonota/bousaisupikaa.html

横浜市トップページ>磯子区トップページ>防災・防犯>防災・災害>その他>防災スピーカー



◆ 津波警報伝達システムの放送内容について

東京湾内湾に、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された際には、サイレンと言葉によりお知らせします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunamisp.html>

横浜市トップページ>防災・救急>防災・災害>防災の地図>津波避難対策について>津波警報伝達システム



連絡先：磯子区総務課危機管理・地域防災担当 大東・伊藤

電話：750-2312

FAX：750-2530

E-mail: is-bousai@city.yokohama.lg.jp



防犯かながわ

横浜市中区山下町 75-6
警親会館 3F
神奈川県防犯協会連合会
電話 045(641)4344番
FAX 045(641)1655番

165号
2026年3月1日



今は携帯電話にも
詐欺の電話が架かってくる
二七警察詐欺に
騙されない
20代~50代も狙われている

特殊詐欺被害の発生状況 (令和7年中 暫定値)

認知件数 2,479件 (1日当たり約7件)

被害額 約135億4,100万円 (1日当たり約3,700万円)

みんなとめよう!! 国際電話詐欺 #みんなとめ



神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」



【ピーガルクン安全メール】



不審者情報、犯罪情報など地域住民の方の安全に係る情報を配信している「ピーガルクン安全メール」の内容が見られます。
地図機能で不審者情報等の場所を確認することができます。

【痴漢撃退機能】

ちかんです
助けてください

画面をタップすると音声がかかります

スマートフォンの画面表示により、被害にあっていて周りの人に助けを求めることができます。
また、周りの人が被害にあっていて助けが必要か確認することもできます。
※警告音を鳴らすこともできます。

【犯罪・特殊詐欺情報】



ひったくり、自動車盗などの犯罪情報や、特殊詐欺の発生情報を地図上で確認することができます。
また、過去の発生情報についても、期間を指定して確認することができます。

【防犯ブザー機能】



画面上の操作で、音により不審者への威嚇や、周りの人に危険を知らせることができます。
また、110番通報ボタンにより、警察に通報することもできます。

アプリのダウンロードはこちらから!→



防犯ボランティアは、新たなステージへ



犯罪抑止対策室X

活動の紹介はこちら

防犯情報をフォローで受け取り、リポストで広めよう



フォロー
お願いします



リポスト
お願いします



神奈川県警察
Kanagawa Prefectural Police



SAFETY
BOOSTERS

神奈川県警察

闇バイトは「犯罪実行者」の募集!

加担すれば人生の破滅



横浜ビー・コルセアーズ
安藤 誓哉 選手

こんなバイトに注意!

#高収入 #即日払い
#運ぶだけ #渡すだけ
#ホワイト案件

甘い言葉であなたを誘い匿名性の高いアプリへ誘導して個人情報を送らせます。

迷わず警察に相談!

#9110
警察相談ダイヤル

闇バイトに応募して自分や家族に対する脅迫を受けても犯罪を犯す前に警察に相談してください。



横浜ビー・コルセアーズ
谷口 光貴 選手



横浜ビー・コルセアーズ
森井 健太 選手

闇バイトは犯罪 絶対に手を出さない

神奈川を
安全安心な街に



神奈川県警察×横浜ビー・コルセアーズ×神奈川県

防犯コンシェルジュ制度 をご存知ですか？



防犯コンシェルジュ制度とは、防犯設備に関して高い知識を有する民間の方を、神奈川県警察が防犯コンシェルジュとして委嘱し、警察と連携・協力して、防犯カメラ設置などに関する相談や防犯診断等を行う制度です。

支援を希望される方は、お近くの警察署生活安全課までお問い合わせください。

神奈川県警察 防犯コンシェルジュ

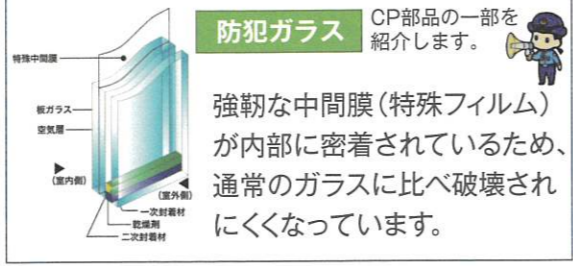
Point 支援事例
自治会・町内会等で防犯カメラの設置を検討する際の防犯診断の実施



神奈川県内では、防犯カメラの設置補助などの防犯対策補助事業に取り組んでいる自治体があります。防犯カメラの導入に当たっては、こうした事業の活用についてもご検討ください。

CP 部品とは？

窓ガラスやサッシなど、商品ごとに定められた試験を行い、**5分以上の侵入攻撃に耐えられた**建物部品についているマークです。



防犯ガラス CP部品の一部を紹介します。
強靱な中間膜(特殊フィルム)が内部に密着されているため、通常のガラスに比べ破壊されにくくなっています。



防犯ガラスの効果



防犯フィルムの効果

※CP製品は、客観的に評価された防犯性能を有する部品ですが、侵入を完全に防ぐものではありません。従って、侵入犯罪による部品の損害も同様に損害賠償の対象とはなりません。

出典：警察庁ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/safetylife/seiaki26/theme_b/b_d_1.html)

防犯性能の高い建物部品(PC部品)の活用を!

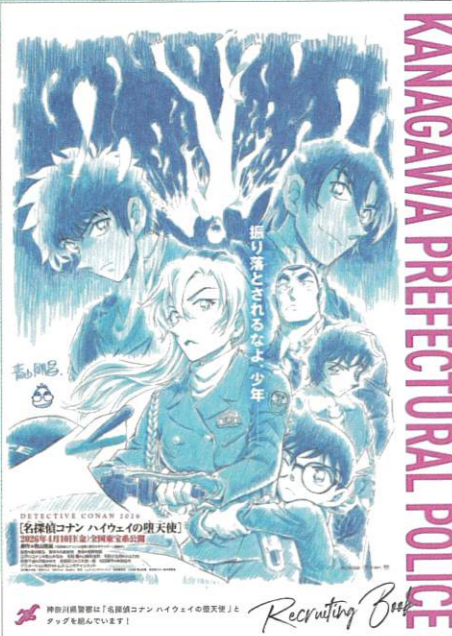
神奈川県警察

神奈川県警察官・事務職員 大募集

令和8年度警察職員採用案内パンフレット

名探偵コナンとのコラボパンフレットが完成!
最寄りの警察署で配付中!

箱根駅伝を走った白バイ隊員の兄×妹を特集!



KANAGAWA PREFECTURAL POLICE



35歳まで
社会人経験者
SPI3
採用可

採用情報



PR Movie



問い合わせ先
神奈川県警察 採用センター
採用相談専用ダイヤル 0120-03-4145

オンラインゲームをきっかけに犯罪に まきこまれる事案が発生しています

お金貸してあげようか

アイテムあげるよ

課金すれば強いよ

顔の写真をおくってよ

どこに住んでいるの?

僕のプレイ動画見てメッセージいれてね

ネットの先には、いろんな人がいます!!

一緒にプレイをしたりゲームで知り合った人とチャットをしたりしていると、仲間意識が芽生えてくるかもしれません。その仲間意識や信頼感を悪用してあなたを闇バイトの世界に引きずり込もうとする人や、性的な画像を送らせようとする人、わいせつな行為をしようとする人がいます。安易に個人情報を渡さない・アルバイト案件に興味を示さない、会いに行かないことが大切です。



少年育成課マスコット
ジャンパード警部

神奈川県警察本部 少年育成課



そのメールは本物ですか?

～メールのリンクに御注意を～



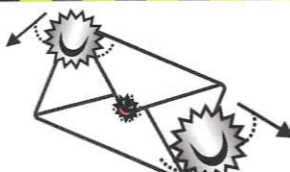
実際の金融機関名を騙ったフィッシングメールが急増中!



注意

CAUTION

- ・本人確認のお知らせ
- ・口座利用の継続意思確認
- ・多要素認証の登録について 等々...



上記のようなメールが来たら**要注意!!**



××銀行 <Phishing@●●●●.co.jp>

宛先: 自分

【緊急】不正なアクセスを検知しました
お客様の銀行口座(ネットバンキング)に、不正なアクセスを検知しました。

ご本人様確認の為、至急、下記のリンクからお客様情報登録ページにアクセスし、暗証番号などの変更をお願いいたします。

[お客様情報登録ページはコチラ](#)

××銀行カスタマーセンター

実際に届くメールのサンプルです♪



対策方法は
こちら!!

メールやSMSに記載された
URLをクリックしない

個人情報やID
パスワードを入力しない

内容の確認は、**公式サイト**や
公式アプリを利用する

フィッシングについては県警HPもご確認ください

https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7047.html



神奈川県警察 サイバーセキュリティ対策本部

「自転車盗難防止ポスター」公募

自転車の盗難防止について、公益社団法人神奈川県防犯協会連合会は、防犯対策を推進するため、神奈川県自転車防犯協会等と連携を図り、小中学生の「防犯ポスター」を公募(締め切り6月末日)します。
※問合せは県防犯協会連合会または各地区防犯協会まで

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして...TSマーク付帯保険に入ろう。

問合せ先 神奈川県自転車防犯協会 TEL045-311-6168 <https://www.kanajibou.jp>

令和7年秋 藍綬褒章(防犯功績)受章者

おめでとうございます。これからもご健勝で御活躍ください。

- | | | |
|---------|---|-----------------|
| 下村 百合子様 | 現 | 藤沢防犯指導員連絡協議会副会長 |
| 田澤 祐信様 | 元 | 多摩防犯協会副会長 |
| 新倉 正昭様 | 元 | 金沢防犯協会副会長 |
| 守谷 政夫様 | 元 | 多摩防犯協会副会長 |



防犯自販機が街の安全を見守ります

「みんなでつくろう 安心の街」

この自販機の売り上げの一部は県内の防犯活動支援に活用されます。



■御支援いただいている皆様を御紹介します■(敬称略)

- | | | |
|-----------------|--------------------|--------------|
| ・宇佐美商事(株) | ・静岡中央銀行横浜支店 | ・橋本電気工事株式会社 |
| ・神奈川県遊技場協同組合 | ・菅谷由芳子 | ・マルワ工業(有) |
| ・神奈川県都市交通(株) | ・逗子市防犯協会 | ・山下直樹 |
| ・(株)ホリデン | ・東京キリンビバレッジサービス(株) | ・読売センター瀬谷いずみ |
| ・(株)リビングプロシード | ・土志田建設(株) | ・読売センター長津田 |
| ・(株)ロジ・テックトーション | ・那賀都工業(株) | |
| ・菅野信康 | ・中野義一 | |

防犯活動支援自販機の設置については公益社団法人神奈川県防犯協会連合会へご連絡を! 045-641-4344

◆◆賛助会員(敬称略)◆◆

会員への参加をお待ちしております。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| I K S インベストメント株式会社 | 株式会社ホリデン |
| 一般社団法人神奈川県警備業協会 | 公安警備保障株式会社 |
| 神奈川県金融機関防犯連絡会 | サンエス技研株式会社 |
| 神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会 | 神静明治牛乳販売事業協同組合 |
| 神奈川県自転車防犯協会 | スーパーD'ステーション上永谷店 |
| 神奈川県石油業協同組合 | スーパーD'ステーション座間店 |
| 神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会 | スーパーD'ステーション平塚駅前店 |
| 神奈川県タクシー防犯協会 | 東京ガス株式会社 |
| 神奈川県中古自動車販売商工組合 | 東京キリンビバレッジサービス株式会社 |
| 神奈川県福祉共済協同組合 | 中日本高速道路株式会社 横浜保全・サービスセンター |
| 神奈川県防犯工業会 | 那賀都工業株式会社 |
| 神奈川県防犯セキュリティ協会 | 橋本電気工事株式会社 |
| 神奈川県遊技場協同組合 | 橋本ホールディングス株式会社 |
| 神奈川県理容生活衛生同業組合 | ふじみ式典株式会社 |
| 神奈川県福祉事業協会 | フ ラ ッ ツ 加 山 |
| 神奈川県流通福祉防犯協力会 | 松本徽章株式会社 |
| 株式会社アピバ | 大和市電設協会 |
| 株式会社たいよう共済神奈川支店 | 有限会社港北冷機設備 |
| 株式会社ネイチア | |

- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 相川文五郎 | 上原由美子 | 小野沢良雄 | 近藤 千春 | 高木 正俊 | 淵 愛美 | 森 逸雄 |
| 石井 正禮 | 上山 敏明 | 笠原 勝利 | 齋藤 忠生 | 高橋 陽一 | 古屋 慶明 | 八木 克之 |
| 一戸 貞壽 | 浦野 一吉 | 金子 裕 | 佐藤 誠三 | 田中 稔 | 舞草 一 | 山上 寿美 |
| 稲垣 通孝 | 榎本 政幸 | 濃沼 誠 | 佐藤 龍樹 | 辻村 法隆 | 松下 智和 | 山地 友恵 |
| 井上 康久 | 大沢 弘光 | 小嶋由起子 | 佐藤 裕之 | 永井 好久 | ミスターTK | 山田 孝一 |
| 井上由起子 | 大野さつき | 小菅 陽子 | 柴 茂 | 長島 憲一 | ミスターYJ | |
| 岩澤 吉久 | 岡 道子 | 小玉 徹 | 澁谷 雅行 | 久枝 悠人 | 箕輪 裕治 | |
| 岩嶋 伸幸 | 小川喜久雄 | 小西 確 | 末吉 一夫 | 菱沼 和幸 | 本橋 孝 | |
| 上田 滋 | 尾崎 俊朗 | 小森 忠由 | 鈴木 博文 | | | |

現在の賛助会員の皆様を紹介させていただきました。

賛助会員ご入会のお願

(公社)神奈川県防犯協会連合会では、「犯罪のない明るい町づくり」を目的として、警察をはじめ関係機関、団体等と緊密な連携の基に、県民の防犯意識の高揚と積極的な自主防犯対策を推進しております。

その事業活動に必要な財源は、上記の賛助会員様等によって運営しております。安全で安心な住み良い地域社会づくりの推進を理解し、事業活動に賛同していただける個人、団体、企業様の賛助会員への入会をお願いしております。どうか皆様のご支援をお願いいたします。

お問い合わせ先:(公社)神奈川県防犯協会連合会事務局 電話045-641-4344

年会費(入会金不要)・寄付金

団体・企業：1口 1万円 3口以上 個人：1口 5千円 1口以上
寄 付 金：随時受付

納入した会費や寄付金は、課税優遇措置の対象となります。

SNSをきっかけとした 副業や投資等の「もうけ話」に注意!

「動画を見るだけで報酬がもらえる」というSNS広告を見て、副業に登録した。「必ずもうかる」と投資を勧められ指定の個人口座に20万円を送金したが、報酬の出金ができない。

(相談者：60歳代 男性)

「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などと簡単な作業の副業サイトに登録後、「高額投資を勧められた」「追加で費用を請求された」という相談が増えています。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、うのみにしないようにしましょう。



トラブル防止のポイント

- ✓ 副業の話が「投資」にすり替わったら要注意!
- ✓ お金の送金を求められたらまず疑う!
- ✓ SNSで知り合った相手に安易に個人情報を伝えない!



契約など消費者トラブルで困ったときは、
横浜市消費生活総合センターにご相談ください。

相談専用電話 ☎ **045-845-6666**
平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45
※祝日・休日、年末年始はお休みです。



横浜市消費生活総合センターHP

☎ 188 (全国共通の消費者ホットライン)からも、最寄りの窓口をご案内しています。

実際に寄せられた相談事例をご紹介します

1 点検だけのつもりが高額請求に?分電盤などの「点検商法」に注意!

「分電盤の無料点検をする」と突然来訪した事業者に、点検後「漏電して火事になるかも」と言われ、不安になり20万円の工事を契約してしまった。高額なので解約したい。

ポイント

- 分電盤や給湯器などの点検と称して電話や訪問をして「すぐに交換しないと危険」などと言って、不安をあおり契約させる点検商法の相談が増加しています。
- 「無料」や「定期」の点検と言われても、その場ですぐに承諾せず、家族などに相談し、慎重に判断しましょう。

2 海外OTAサイトでの旅行予約トラブル

海外OTA(オンライン旅行取引業者)サイトを通じて、国内の旅館を予約しクレジットカードで決済した。その直後、日程を間違えたことに気づき、サイトにキャンセルを申し出たが、キャンセル不可とのメールが届いた。予約してすぐキャンセルを伝えているので、応じてほしい。

ポイント

- サイトで販売される航空会社や宿泊施設は、それぞれキャンセル条件などの契約内容が異なります。キャンセル条件など契約内容をよく確認しましょう。
- 申込み前にカスタマー対応窓口の情報(電話、メールなどの連絡方法や窓口開設時間等)を確認しましょう。サイトが日本語表示でも、カスタマー対応窓口が日本語で対応してくれるとは限りません。

その他の相談事例はこちらから



2027年は磯子区制100周年

いそご消費生活だより

令和8年3月発行
VOL.47
発行
磯子区消費生活推進員の会
いそご消費生活だより
編集部

消費生活推進員とは?

消費生活推進員は、地域における安全で快適な消費生活を推進するため、市長からの委嘱を受けて「消費者トラブルに遭わない安全な地域づくり」を目指して活動しています。

こんな活動をしています

- 悪質商法未然防止等の啓発講座を開催
- 高齢者をはじめとした地域の見守り活動への参加
- イベント等を開催し、地域住民へ情報を提供
- 研修会や施設見学などにより知識を身につけ、地域へ周知



磯子区キャラクター いそご

磯子区消費生活推進員 区全体の活動

磯子区消費生活推進員は、地域の「安全・安心な暮らし」を実現するため、年間を通して区及び地区でさまざまな活動を行っています。各地区の活動内容は、中面をご覧ください。

令和7年度の活動

6月 消費生活教室
「ラクで楽しい!自宅と実家の片付け術」について講演会を開催しました。

7月 磯子区消費生活推進員の会・合同会議
磯子警察署より講師を招き、詐欺の現状と対策について学びました。

8月 子ども消費生活セミナー
区内の小学生・保護者を対象に、おこづかいから学ぶお金の講座と工作教室を開催しました。



令和7年8月19日(火)子ども消費生活セミナーの様子

11月 得トク生活フェスタ
各地区の推進員による実演会、地元野菜の販売、クイズラリー形式のパネル展示などを行いました。

12月 施設見学会
栄水再生センターを見学し、下水道の役割や水再生施設について学びました。

随時 啓発講座の実施
地域のみなさまの消費者力を高めるため、様々なテーマで啓発講座を実施しました。



令和7年11月3日(祝・月)得トク生活フェスタの様子



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

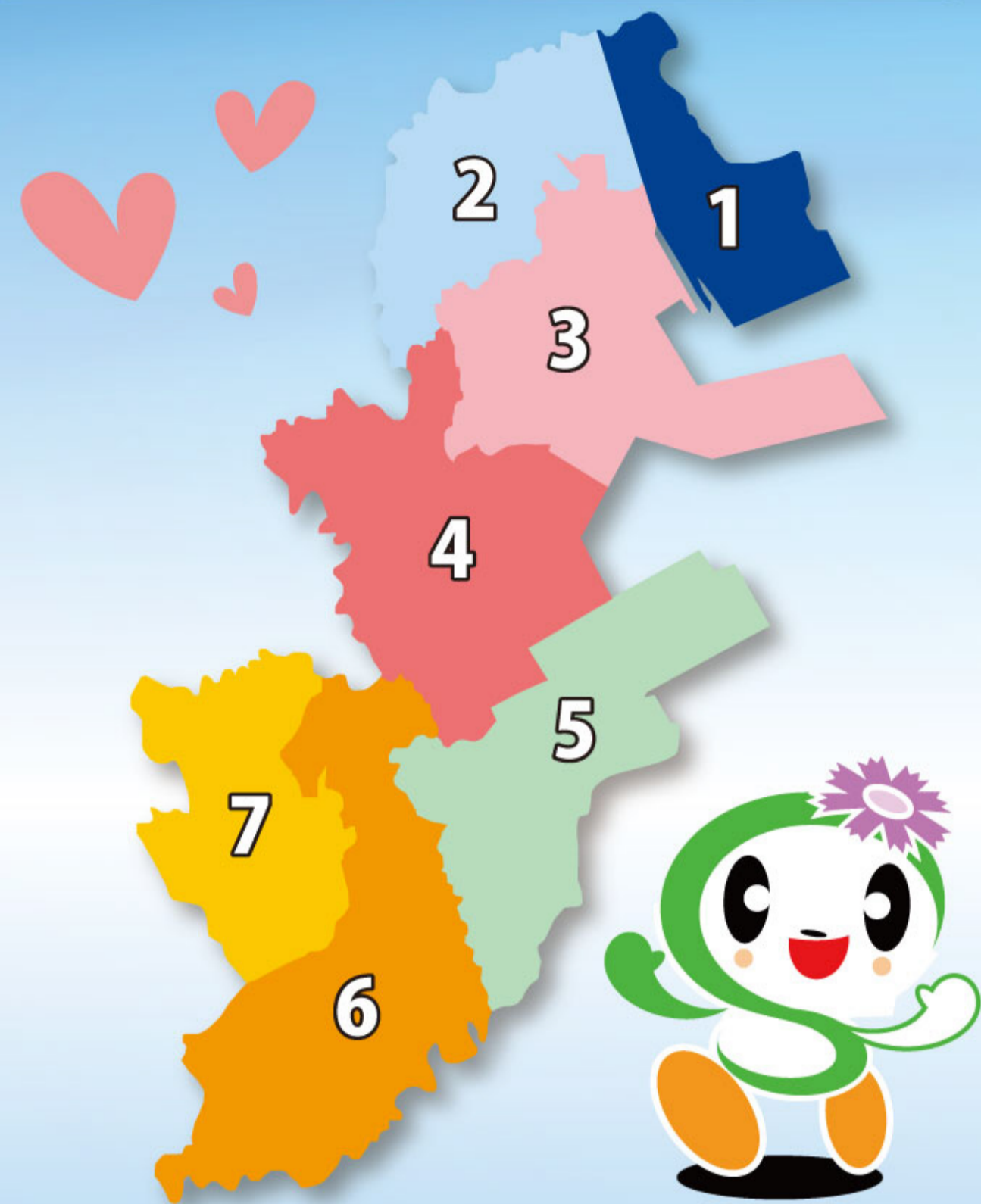
2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン

©Expo 2027

各地区消費生活推進員

～令和7年度の活動の一部を紹介します～



1 根岸地区

活動内容

- 悪質商法未然防止講座
・坂下町会館
・ソフトタウン集会室
- 施設見学
・ENEOS根岸製油所
・鎌倉ハム富岡商会工場



講座では、地域住民が特殊詐欺・悪質商法の被害に遭わないよう、注意喚起をする事ができたと思います。今後も地域の各種団体と連携し、広範な啓発活動を消費生活応援隊と共に行い、地域住民の意識を更に高めていきます。

2 滝頭・岡村地区

活動内容

- 消費者被害未然防止講座
・岡村中部自治会館
・岡村西部連合自治会館
- 施設見学
・ヨコハマ暮らし館
・横浜イングリッシュガーデン



ヨコハマ暮らし館では、「リフォーム時、突然訪ねて来た業者はまず詐欺を疑う」「2～3社と相見積りを取ることが必須」「即決しないこと」などを学び、地域の啓発に役立てました。これからも消費者被害未然防止のために地区の皆さんと協力して取り組んでまいります。

3 磯子地区

活動内容

- 特殊詐欺の手口について勉強会
- 感震ブレーカーの設置促進会
- 消費生活教育講演会への参加
- 施設見学
日清オイリオ横浜磯子事業場



令和6年度の地震体験ツアーの経験をもとに、今年度はより具体的な行動として、感震ブレーカーの促進会を行いました。また、悪質商法・詐欺撃退カレンダーを参考にして老人会にて手口の確認を周知しました。

4 屏風ヶ浦・汐見台地区

活動内容

- 消費者被害未然防止講座
- 独り暮らし高齢者の見守り訪問
- 豊かな老後を過ごすための出前講座
(屏風ヶ浦地域ケアプラザ共催)
- 施設見学
味の素川崎工場 ほんだしコース見学



町内会、民生委員・児童委員等と連携し、4班体制で毎月輪番で独り暮らしの高齢者訪問を継続しています。相談機会などを提供し、孤立感の軽減にもつなげました。年に一度、支え合い事業全体会議を開催し、課題改善を図り、地域連携を強化します。

5 杉田地区

活動内容

- 資源循環局によるプラスチック分別等講座
- 夏みかんジャム作り講座
- 施設見学
・横浜市防災センター地震火災体験コース
・横浜港見学会観光船乗船コース



横浜市防災センターでは、今後起こるとされている首都直下地震等災害発生時の行動について考えさせられました。地震に備えて何を準備するか、どういった行動をとるか、地域住民への普及活動へ生かしたいと思います。

6 上笹下地区

活動内容

- 悪質商法未然防止講座
・栗木町内会館
・上中里団地集会所
- 各地域の夏祭りで啓発グッズ配布
- 施設見学
・ヤクルト湘南化粧品工場
・日清オイリオ横浜磯子事業場



ヤクルト湘南化粧品工場見学で、乳酸菌飲料と乳酸菌生まれの成分を配合した化粧品の効果を学びました。啓発活動として悪質商法未然防止講座や夏祭りでの啓発グッズ配布を行うなど、日々の声掛けがトラブル未然防止に繋がると考えています。

7 洋光台地区

活動内容

- 悪質商法の最新事情に関する出前講座
- 洋光台六丁目南夏祭りにてパネル展示(悪質商法・詐欺撃退について)
- 施設見学
ENEOS根岸製油所



出前講座では、悪質商法の最新情報について講座を実施し、悪質商法未然防止に役立てることができました。夏祭りでは、昨年に引き続き、自治会と協力し「悪質商法・詐欺撃退」のパネル展示を実施。高齢者を中心に多くの方に興味を持っていただきました。

磯子区連合町内会長会資料
令和8年3月17日

自治会町内会長 様

磯子区青少年指導員協議会
会長 中山 真一

「青指だより」第70号配付について【依頼】

1 事業の趣旨

磯子区青少年指導員協議会では青少年指導員の活動紹介・魅力発信の一環として、標記「青指だより」を年1回作成しております。

つきましては、各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配付等の周知にご協力ください。よろしく申し上げます。




2 お願いしたいこと

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配布等の周知にご協力ください。

磯子区役所地域振興課（事務局）
担当：深野、稲垣
TEL：7 5 0 － 2 3 9 3
FAX：7 5 0 － 2 5 3 4

磯子区青少年指導員協議会年間スケジュール

5月	総会	
7月	夏休み作品教室 夜間パトロール活動	
9月	磯子区紙ヒコーキ大会 磯子まつりパレード運営従事	
11月	いそごこどもまつり	
1月	磯子七福神めぐり	
3月	学習会	

令和7年9月14日(日) 会場:磯子センター 体育室



令和8年1月4日(日) 会場:磯子・南区内寺社仏閣



令和7年度 表彰者

横浜市青少年指導員
永年勤続者表彰

- 30年 【滝頭地区】伊藤 一女、【杉田地区】畑 祐義
- 20年 【滝頭地区】石毛 賀津夫、【屏風ヶ浦地区】金山 享司
- 15年 【屏風ヶ浦地区】大岡 正夫
- 10年 【岡村地区】大石 直樹、松野 陽子
【磯子地区】生形 広正、杉本 雅彦、関 珠子、副島 孝美、本橋 宣子
【屏風ヶ浦地区】澤村 均、長谷川 宏子
【杉田地区】丸山 俊顕
【上笹下地区】伊藤 隆弘、大谷 潤一、岡本 千恵美

神奈川県青少年
育成活動推進者表彰

- 【根岸地区】塩原 順子、【屏風ヶ浦地区】金山 享司

神奈川県青少年
指導員表彰

- 【滝頭地区】石毛 賀津夫、【屏風ヶ浦地区】金山 享司、【洋光台地区】山本 武史

青少年指導員とは

青少年指導員は、自治会などからの推薦に基づき、神奈川県知事と横浜市長からの委嘱を受けて活動するボランティア団体です。各小中学校や地域、関係団体と連携し、青少年の健全育成のための活動を行っている団体で、区全体または各地区で、子ども達が楽しめるさまざまなイベントを開催したり、よりよい地域環境づくりを目的として夜間パトロールなどを行います。



▲活動内容は
こちら

常任委員会

磯子区青少年指導員協議会組織図

- 学域部会…紙ヒコーキ大会、スリッパ飛ばし企画運営
- 職域部会…夏休み工場見学実施
- 研修部会…青少年指導員の基礎研修を企画運営
- 活動企画部会…夏休み作品教室の企画運営
- 広報部会…広報誌の作成
- 特別部会…協議会の組織や機構、会則や事業等の検討機関
- 社会環境健全化推進部会…啓発運動、学習会等の企画運営

第29期広報部会員紹介

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 五代 忍(根岸地区) | 岡村 義広(滝頭地区) | 大窪 武彦(岡村地区) |
| 大島 隆史(磯子地区) | 廣田 亘(屏風ヶ浦地区) | 田中 秀樹(杉田地区) |
| 氏家 浩二(上笹下地区) | 石原 隆行(洋光台地区) | |

磯子区
青指だより

発行 磯子区青少年指導員協議会
編集 広報部会
事務局 磯子区役所地域振興課
TEL (750)2393

磯子区 vol.70 青指だより

令和8年3月



いそごこどもまつり2025

令和7年11月9日(日) 会場:磯子区役所

前日からの雨予報で、朝には大粒の雨もぱらつきましたが、各地区の出店・夏休み作品教室の展示、映画「たべっ子どうぶつ」上映を行いました。残念ながらスリッパ飛ばしは雨天中止となってしまいましたが、それでも多くの子どもたちで賑わいました。肌寒さを感じる中、ご来場いただいたみなさま、ありがとうございました。



作品展示

区役所一階区民ホールにて、夏休み作品教室で作成した作品を展示

 洋光台 スケッチ画教室	 屏風ヶ浦 キラキラらんぷシェード	 杉田 デコボコ色いろ版画	 磯子 ペットボトル風鈴
 岡村 ライトパネル製作	 汐見台 ダイヤモンドアート	 根岸 万華鏡作り	 上笹下 ハーバリウム
			 滝頭 お絵描きうちわ・せんす

根岸

夏休み作品教室

7/26(土)

トイレットペーパーの芯を活用した万華鏡。随所に工夫が見られ、個性豊かな作品ができました。



いそごこどもまつり2025 11/9(日)

人気の揚げパンと輪投げ。小雨が降りましたが、多くの方々にご参加頂き、ありがとうございました。



夏休み作品教室

7/20(日)

今年も「ハーバリウム」を作りました。子供達の個性溢れる作品に心が温かくなりました。親子で参加された方もおり、良い思い出になったと思います。



羽子板づくりと羽根つき大会 12/7(日)

羽子板作りと羽根つき大会を行いました。今年は、下絵を事前に用意して来た子ども達が多く、素敵な作品が完成していました。羽根つき大会では、ついた羽根の回数をお互いに競争し合い、盛り上がっていました。



滝頭

夏休み作品教室

7/19(土)

真っ白な「うちわ・せんす」に色付けしたりシールを貼ったりして、オリジナルうちわ・オリジナルせんすを仕上げました。



ポーセリンアートのお皿づくり

12/14(日)



こどもたちに、毎回好評のポーセリンアートです。シールをそとと、ていねいに貼り付けて、自分だけのお皿を作りました。

令和7年度 地区活動報告

杉田

毛糸deあみあみ

12/7(日)



リリアンを使って毛糸でマフラーやペットボトルカバーを作りました。今年は親子15組が参加し、ポーチを作ったり、昨年作成したマフラーにおうちで追加した長いマフラーをもってきてくれたお子さんもいました。

凧揚げ大会

1/18(日)

今年は11組のご家族が参加され、ダイヤだこ作りにチャレンジしました。臨海緑地公園では、お天気もよく、風も最適で、参加者全員、高く高く揚げられました。



磯子

夏休み作品教室

7/27(日)

思いを巡らせて作ったペットボトル風鈴が、彩りと涼を与えてくれました。



歩け歩け大会 ~磯子からソレイユの丘へ~ 9/21(日)

三崎駅をスタートしてゴールのソレイユの丘を目指しました。片道4Kmの道のりを気持ちよく完歩しました。



洋光台

きらきらドーム作り

6/21(土)

キラキラのラメを入れるのが少し大変でしたが、みんなで楽しく完成させることができました。



洋光台 こどもフェスタ 11/23(日)



間伐材を使ったキーホルダー作りに、多くの子どもたちが楽しく取り組んでいました。



汐見台

スプラバルーン大会

8/2(日)

汐見台地区は開催3年目になる「スプラバルーン大会」を夏休みに実施。今年は汐見台小、浜小に山王台小も加わり3校対抗水風船合戦となり、総勢250人ほどの親子で夏の暑さに負けない盛り上がりとなりました。ビショビショOK!を合言葉に各校水風船を思い切り投げ合って夏の思い出をつくりました。他地区からの「水風船合戦」のお問い合わせもお待ちしております!



岡村

夏休み作品教室

8/10(土)

みんなとてもキレイにできました。来年も参加してね!



紙ヒコーキ大会 地区予選

7/13(日)

本選でも頑張って優勝を目指しましょう。

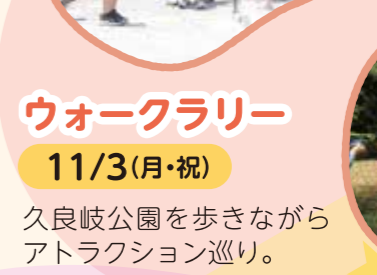


屏風ヶ浦

ペットボトルロケット

6/7(土)

大空に向かって高く、遠くへと元気に飛ばしています。



ウォークラリー

11/3(月・祝)

久良岐公園を歩きながらアトラクション巡り。



磯子区連合町内会長会資料
令和 8 年 3 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子区スポーツ推進委員連絡協議会
会長 高浦 彰一

「スポーツいそご」第 51 号配布について【依頼】

1 事業の趣旨

磯子区スポーツ推進委員連絡協議会では、スポーツ推進委員の活動紹介・魅力発信の一環として、標記「スポーツいそご」を年 1 回作成しております。

つきましては、各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配布等の周知にご協力ください。よろしく申し上げます。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配布等の周知にご協力ください。

3 その他

【ホームページ】

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/manabi/sports/suposui.html



担当：磯子区地域振興課 大竹・吉田
電話：750-2395 Fax：750-2534
E-mail：is-sports@city.yokohama.lg.jp

磯子区スポーツ推進委員の新しい仲間を紹介します



今年度表彰されたスポーツ推進委員の紹介をします

- 【30年表彰】** 今井 則男 (磯子)
- 【25年表彰】** 古渡 貞雄 (滝頭) 小端 伸二 (滝頭) 中島 幸子 (磯子)
内木 幸也 (屏風ヶ浦) 立花 昭二 (杉田) 北村 健一郎 (洋光台)
佐藤 則之 (洋光台) 永野 章 (洋光台)
- 【20年表彰】** 大竹 佐栄子 (杉田)
- 【15年表彰】** 奈良岡 徹 (磯子) 三宅 裕美子 (屏風ヶ浦) 岡田 重雄 (屏風ヶ浦)
長山 和之 (屏風ヶ浦) 古山 和範 (杉田) 大蔵 一真 (上笹下)
野上 浩子 (洋光台)
- 【10年表彰】** 眞保 和由 (洋光台)
- 【5年表彰】** 栗田 成雄 (根岸) 木戸 佳子 (滝頭) 梅澤 弥紅 (磯子)
伊藤 克寛 (杉田) 阿久津 泰伸 (上笹下) 齋藤 直秀 (上笹下)
中村 智子 (洋光台)
- 【全国スポーツ推進委員功労者表彰】** 高浦 彰一 (上笹下)
- 【横浜市教育委員会表彰】** 高浦 彰一 (上笹下)
- 【横浜市スポーツ推進委員連絡協議会 退任者表彰】 (30年以上勤務の部)** 岡田 はつみ (磯子)
熊谷 訓 (屏風ヶ浦)
- 【神奈川県10年表彰】** 田久 幸司 (屏風ヶ浦)
- 【横浜スポーツ普及功労賞】** 吉田 修 (磯子)

広報部会

- 山本 修 (汐見台) 部長
- 兒仁井 良晴 (根岸) 河野 文洋 (滝頭)
- 千葉 栄幸 (岡村) 原田 祐治 (磯子)
- 三宅 裕美子 (屏風ヶ浦) 神宮 敬二 (杉田)
- 宮 大介 (上笹下) 野上 浩子 (洋光台)

編集後記

今回も昨年同様に掲載させて頂きました。数多くの人に磯子区を知ってもらうために磯子区の地図を入れました。一年間を通じて行った各地区活動の温かさや感動のあった写真と、これから活躍していく新任の皆さんを紹介するための顔写真を盛り込みました。スポーツ振興をより多くの人に身近に感じてもらうとともに、地域の活性化を目指して広報誌を発行しました。今期もよろしくお祈りします。

SPORTS ISOGO

vol.51
SPORTS ISOGO
2026.3
磯子区スポーツ推進委員
連絡協議会 広報誌

100th ANNIVERSARY
区制100周年ロゴマーク
2027年は
磯子区制100周年
未来にはばたく磯子
100周年ありがとう

磯子区のイベント

磯子区民駅伝大会は毎年12月に開催しており、今年度第17回目を迎えた大会です。小学生から大人まで参加できるように多くの部門が用意されています。磯子区スポーツ推進委員は会場アナウンスや沿道警備など大会の運営に協力しています。



毎年夏冬の2回スポーツ推進委員向けの研修会を開催しています。今年度は新任委員の方を対象に、スポーツ推進委員の活動内容についての講義やモルックと輪投げの体験会を行いました。また、講師をお呼びして、各種スポーツ競技の指導方法を教わることで、地域へスポーツを普及させる基礎を身に付けています。

横浜市のイベント

横浜マラソンや世界トライアスロンシリーズ横浜大会などの横浜市で開催される大規模スポーツイベントに協力しています。コース設営や沿道警備などに携わっており、選手をサポートできるほか、間近で応援できるので迫力満点です！



スポーツ推進委員って
どんなこと
やってるの？

皆様、こんにちは。会長の高浦です。
スポーツ推進委員は地域に根ざしたスポーツ・レクリエーションを普及するために、地域の皆さんと一緒にさまざまなイベントを実施しています。活動を通じて地域の皆さんと繋がりができるので非常にやりがいがあり、気づくと20年以上も委員として活動を続けています。今後もスポーツ・レクリエーションを通して、地域を盛り上げていきたいと思っております。皆様どうぞよろしくお願い致します。

※委嘱時に、新任の場合は原則65歳未満、再任の場合は原則70歳未満であることが必要です。
※委嘱の際は自治会町内会または地区連合町内会から推薦を受けることが必要です。

4
~
6月

横浜市・磯子区

- 世界トライアスロンシリーズ横浜大会 写真下



7
~
9月

- 夏季(新任)研修会 ・ドッジビー体験会 写真右下
- 磯子まつり 写真左下
- 八景島トライアスロンフェスティバル



10
~
12月

- ドッジビー体験会
- 横浜マラソン 写真左下 ・区民駅伝大会 写真右下



1
~
3月

- 市スポーツ推進委員大会 ・冬季研修会
- 県スポーツ推進委員大会 ・区民輪投げ大会 写真下



根岸・滝頭・岡村

- 根岸**
- 歩け歩け大会(金沢八景)



- 岡村**
- 歩け歩け大会(海の公園) 写真右



- 滝頭**
- スポ推・青指合同研修会 写真左
- ファミリーウォーク下見

- 滝頭**
- グラウンドゴルフ、輪投げ大会
- 自治会町内会ラジオ体操・夏祭り

- 岡村**
- 夏祭り



防災知識も
学んでいます

- 健民祭 写真左上 写真右上
- 岡村中学校地域交流体験学習会 写真下



- 根岸**
- グラウンドゴルフ大会
- 岡村**
- スポーツフェスティバル
- 滝頭**
- 子ども会ふれあいフェスタ
- さわやかスポーツ体験会
- ファミリーウォーク 写真下

- 七福神めぐり 写真右下

- 根岸**
- 歩け歩け大会下見

- 岡村**
- 岡村梅まつり
- 岡村小キッズクラブグラウンドゴルフ体験会



磯子・汐見台・屏風ヶ浦

- 磯子**
- ふれあい運動会
- 輪投げ大会
- グラウンドゴルフ大会



- 屏風ヶ浦**
- ボッチャ大会 写真右

- 磯子**
- 歩け歩け大会(横須賀)

- 健民祭 写真右上
- 岡村中学校地域交流体験学習会

- 屏風ヶ浦**
- グラウンドゴルフ大会 写真右
- ふれあい健康フェスティバル 写真下



息を吸い込んで
肺活量チェック!

- 七福神めぐり
- 屏風ヶ浦**
- 一日研修会
- 歩け歩け大会(汐見台方面)



杉田・上笹下・洋光台

- 杉田**
- 歩け歩け大会(浦賀、久里浜)
- グラウンドゴルフ大会
- モルック体験会

- 洋光台**
- 春・歩け歩け大会(大船観音)
- 地区研修会
- ピククルボール体験会 写真下



- 上笹下**
- 歩け歩けホテル観賞会
- 竹の子掘り体験会 写真下



大収穫でした!

- 杉田**
- 一日研修(モルック) 写真右

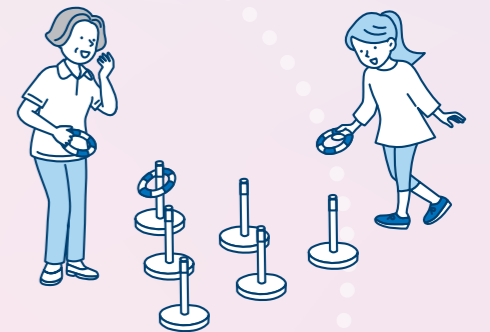
- 洋光台**
- 軽スポーツ体験会(モルック・ベタンク)



- 健民祭 写真左下
- 杉田**
- ハイキング
- 上笹下**
- グラウンドゴルフ大会
- 餅つき大会
- 洋光台**
- モルック大会
- 秋・歩け歩け大会(鎌倉)



- 上笹下**
- 輪投げ大会
- 洋光台**
- 地区研修会



磯子区連合町内会長会資料
令和 8 年 3 月 17 日

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

「民児協いそご 第 53 号」の配布について

陽春の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より磯子区の福祉・保健事業に御理解・御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、磯子区民生委員児童委員協議会において、『民児協いそご 第 53 号』を発行致しましたので配布させていただきます。

恐れ入りますが、各自治町内会の状況に合わせて、地区回覧等のご協力をお願いいたします。

連絡先：磯子区福祉保健課 保坂、松井

電 話：7 5 0 - 2 4 1 1

F A X：7 5 0 - 2 5 4 7

E-mail：is-fukuho@city.yokohama.lg.jp

退任感謝会 ～退任委員の皆様お疲れ様でした!!～

令和8年1月29日、磯子区役所において、令和7年11月30日付で退任された皆様の感謝会を開催しました。

磯子区では44名の委員の方々が退任され、高橋区長から感謝状が渡されました。

民生委員を27年務められた、杉田地区の前会長山口一江様には、当日、長年の活動の思い出を語っていただきました。



▲民生委員の役割も時代により変わってきたとのことです



民児協いそご

発行：
磯子区民生委員
児童委員協議会

第53号
令和8年3月10日

民生委員・児童委員の一斉改選が実施されました!!

令和7年12月1日、磯子公会堂において、民生委員一斉改選 委嘱状伝達式が行われました。

当日は、200名の委員が委嘱され、その後各地区正副会長、区民児協正副会長及び主任児童委員正副代表が決定しました。



磯子区民児協のホームページがリニューアルしました!!

磯子区民児協のホームページを改訂することになってから1年あまり、ようやく新しいホームページが出来上がりました。新旧ICT委員の力と、事務局の方との力の結集です。

作成に関わっていただいたみなさま、ご協力ありがとうございました。

これからも、民生委員の活動を分かりやすく伝えることで、磯子区のみなさまのお役に立ち、楽しんで頂けるような、「みんなのホームページ」を目指して、各地区の活動紹介等の記事を投稿して参ります。

みなさまもぜひ一度「磯子区民生委員児童委員協議会」のホームページをご覧くださいね。

「磯子区民児協」で検索、または右のQRコードからご覧いただけます。

ICT委員会 委員長 千年 あや子



磯子区民生委員児童委員協議会会長 就任ご挨拶



磯子区民生委員児童委員協議会会長に就任しました屋代昭治でございます。地域福祉を取り巻く課題は、高齢化、少子化等によりまして多岐にわたっておりますが、民生委員として、高齢者や、子育て家庭、障がいのある方など様々な方々の身近な相談相手として、また、地域の住民の皆様と区役所等の関係機関のつなぎ役として、しっかりとその役割を果たしてまいります。

今回、200名の民生委員が委嘱されましたが、諸先輩から受け継いだ思いを胸に刻み、地域の皆様の協力もいただきながら、委員一同力を合わせ、区民の皆様が安心・安全に生活できる地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

磯子区民生委員児童委員協議会 会長 屋代 昭治

編集後記

一斉改選後、新しい体制でのスタートとなる「民児協いそご」をお届けします。各地区会長の皆様からのメッセージには、地域福祉への強い思いが伝わってきました。

これからも仲間とともに支え合いながら活動していければと思います。【上笹下地区 牛田 礼子】

広報委員になって早7年目になりました。まだまだ未熟者ですが、手にとってみて頂ける広報誌を作っていきたいと思っております。

今期もよろしくお願いいたします。【洋光台地区 小川 恵】



広報委員会名簿

- | | | | | | |
|-----------|-------|--------|---------------|-----------|--------|
| ●根岸地区 | 成川 温子 | ●滝頭地区 | 小長谷 倫代 | ●岡村地区 | 田辺 美代子 |
| ●磯子地区 | 柳澤 浩子 | ●汐見台地区 | 高木 美枝子 | ●屏風ヶ浦第一地区 | 臼井 美千代 |
| ●屏風ヶ浦第二地区 | 大山 亮一 | ●杉田地区 | 中島 裕見子 | ●上笹下地区 | 牛田 礼子 |
| ●洋光台地区 | 小川 恵美 | ●顧問:屋代 | 昭治 溝口 早苗 内藤 満 | | |

主任児童委員連絡会代表 就任ご挨拶



磯子区主任児童委員連絡会代表を務めさせていただくことになりました、今井裕子です。

主任児童委員とは、民生委員の中でも、子どもたち、または子育てに関する相談や支援活動を専門的に担当する委員です。地域の見守りや子育て世帯の応援、行政とのパイプ役など、さまざまな役割を担っています。

今回の委嘱で新しいメンバーも加わりました。これからもたくさん子どもたちに出会えるよう、学校や地域行事、地域での子育て支援活動などへ積極的に参加をしていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

主任児童委員連絡会 代表 今井 裕子



もくじ

- 一斉改選が実施されました!!/区民児協会長 就任ご挨拶/主任児童委員連絡会代表 就任ご挨拶.....1
- 各地区民児協会長からのご挨拶 ～私たちが各地区の民生委員です～.....2
- 退任感謝会/ホームページがリニューアルしました/編集後記.....4

(注)本文中、「民生委員・児童委員」は、とくに必要な場合を除き、「民生委員」と表記しています。

【根岸地区】

引き続き会長になりました鳥海です。民生委員の本分は社会奉仕の精神をもって常に住民の立場になって必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることにあります。



根岸地区は高齢者が多く、また駅前では子育て世代が多く子ども達の数も増え、民生委員を必要としています。今回の改選では新任も1名入り平均年齢が下がりました。

生まれてから根岸を出たことのない私です。根岸地区の良さも少しはわかっているので微力ではありますが精一杯務めさせていただきます。

(鳥海 俊一)

【滝頭地区】

滝頭地区は、主に住宅地が広がり人口密度が高い町です。地区に住まれる方もご高齢の方が多くなり、民生委員それぞれが見守りを担当する人数は増加傾向にあります。



また子供がいる若い世帯も増え、児童委員・主任児童委員としての役割が今まで以上に重要になっています。地区の方々には私達の存在と活動を理解して頂き、住民の方々が安心して生活が出来る様お手伝いが出来たらと思っています。

新しい3年間が始まりました。これからも滝頭地区をどうぞよろしくお願いいたします。

(関 孝子)

【岡村地区】

今回の一斉改選で岡村地区は新任・退任者はおらず、従来のメンバーで活動しております。



私たちは福祉の専門家ではありませんが、地域の皆様に一番近い場所です。「家族」という単位が時代と共に変化しているゆえ、私たちに求められている課題も変化しています。

私たちはこれからも、地域の方の「小さな変化に気づく」というスキルを磨いていきたいと思ひます。「小さな気づき」が問題解決につながる事を願ひます。

(本間 太一)

【磯子地区】

磯子地区は一斉改選で新たに2名の民生委員を迎えることができました。



磯子地区は22名中2期目までの委員が13名と若い組織です。皆さんは日ごろの訪問活動やふれあいサロン、クリスマス会等楽しんで活動しています。

これからも諸先輩が築いた実績を守り若い知恵と行動力で高齢者、要援護者、児童等の問題に取り組んでいける環境づくりをします。そして、みんなが誇りをもって地域貢献していきたいと思ひます。

(内藤 満)

【汐見台地区】

築後50年を超える住宅があり、ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の方が急激に増える一方、大規模な社宅が民間マンションに変わり、子育て世代も急増していますので、課題も多岐に亘っています。



定員は13名ですが、5名が退任し、新しい委員が3名と2名が欠員となり大変厳しい状況ですが、委員一人ひとりが地域の実情や課題をしっかりと把握し、住民の皆様の本心に頼りになる存在となる、そうした活動を続け、住民の皆様が安心して、安全に暮らすことのできる汐見台を目指しています。

(屋代 昭治)

各地区民児協会長 からのご挨拶

私たちが各地区の民生委員です(写真)

【屏風ヶ浦第一地区】

屏風ヶ浦第一地区は、定員の半数である7名が委嘱され、試行錯誤しながら活動しています。



そのような中、屏風ヶ浦第一地区では、森東小学校の青少年育成協議会が実施する「畑プロジェクト」に参加し、春の草むしりから秋の収穫祭、12月には生徒たちが思い思いの飾り付けをしたクリスマスリースを作り、磯子駅のホーム内を明るく飾っています。

コロナ後は地域防災訓練も復活し地域の皆様と防災意識を深めています。

より住みやすい地区を目指し、これからも研鑽を深め、委員一同活動に励んで参ります。

(佐川 テル子)

【屏風ヶ浦第二地区】

一斉改選により新たに2名を迎え民生委員25名が活動しています。一人暮らしの高齢者宅の訪問や、子育て世帯の見守り、福祉に関するお困りごとの相談窓口として、地域住民の皆さまと行政をつなぐ『架け橋』の役割を担っています。



定例会では、地域の課題解決の研修やケアプラザとの情報共有も行っています。これからも、委員お互いに協力しながら地域の皆さまに寄り添う活動を続けて参ります。

(三島 裕美)

【杉田地区】

杉田地区では、一斉改選に伴い8名の方々が退任となり、新たに7名の委員を迎え総勢26人体制となりました。



なお、杉田地区の民生委員は6名の欠員での再始動となりますが、今後とも欠員の充足に努めるとともに、一人暮らし高齢者宅の安否確認などの見守り活動を各自治会の会員の皆様にも協力を戴きながら地道な活動を行い、地域の身近な相談相手として、また、より安全・安心に暮らすことのできる杉田地区を全員で目指してまいります。

(鳥海 芳雄)

【上笹下地区】

この度の一斉改選では、6名が退任され新たに3名の新任メンバーを迎え、民生委員17名と主任児童委員1名の18名で活動をスタートしました。



年々、高齢者や子育て家庭等、何らかの支援を必要とする方が増えているのを実感します。様々な不安や悩みを少しでも軽減できるよう地域の皆さまのお力を借りながら、行政機関とのパイプ役となり、できる事を一つ一つ積み重ねて安らぎのある地域にお願いしたいと思ひます。

(田口 清美)

【洋光台地区】

洋光台地区では28名の民生委員と、主任児童委員2名、計30名で活動しています。活動範囲も多岐にわたり、様々な対応を必要とされるため、委員同士で協力し合い活動しています。乳幼児から高齢者まで、幅広い年代の方と緩やかにつながり、必要な時に必要な支援が出来ればよいと考えています。



今後も安全・安心に過ごせるように地域の皆様と協力して活動していきたいと思ひます。

(溝口 早苗)